

第Ⅲ部

人口減少時代を拓く
学びと教えの新たな
可能性を求めて

第7章 人口減少時代を拓く

「ヒト、モノ、コト」の再定義

1. ヒトの分け方（年齢3区分）の再定義

- 1) 再定義の課題とは
- 2) “年少”、“生産年齢”、“老年”に“人口を分ける先”への問いを
- 3) “従属”の“意味の多義化”で、“リアリティーの回復”を

Column7-1 不安の現在を希望の未来にー少子高齢社会を拓く鍵ー

2. ヒトの生涯を支えるモノ（仕組みと決め事）とコト（言葉と心）の再定義

- 1) 「予測困難な時代」と「未来の創り手」を結ぶ“モノとコト”の“情景”は
 - (1) 学習指導要領のキーコンセプトの矛盾
 - (2) 3種の公的年金被保険者の差異の位置づけ
- 2) “制度(モノ)”の“揺らぎ(コト)”に可能性の“芽を見出す目(ヒト)”を
 - (1) 彷徨する公的年金制度の先に何が？
 - (2) 不合理の根はどこに
 - (3) “制度(モノ)”の“揺らぎ(コト)”に新たな可能性を
 - (4) 希望の芽を見出し、育むために

Column7-2 貧困の構図

3. 国の境の内と外を隔てる制度と文化（ヒト、モノ、コト）の再定義

- 1) 「移民」とは何か
 - (1) グローバル社会における人の移動
 - (2) 「移民」の定義
- 2) 在留資格制度
 - (1) 27種の在留資格
 - (2) 出入国管理基本計画
- 3) 外国人は、いつか帰国する、という考えでいいのか？
- 4) 外国にルーツを持つ子どもと日本の学校
- 5) 「日本人」とは誰のことを指すのか？

◇再定義のための観点について◇

ここまで、5年ごとに実施される国勢調査とその結果に基づき析出される推計人口を手掛かりに、必要に応じて各種公的調査を参照しながら、人口減少時代に入った日本社会の俯瞰を試みてきた。

特に、第Ⅰ部（1～3章）では人口減少社会への転換のメカニズムの整序とその社会過程で生じる変化がもたらす課題と問題の把握に努めた。

第Ⅱ部（4～6章）では、人口減少社会への転換を避け得なかった要因の淵源に注目し、戦後日本家族の形成、住と職の移動の恒常化、地域社会の変容、学校と教師の役割の変遷、母子関係の変異などを遡ることで、人口減少時代に要請する問題解決の条件を問い直した。

これらの考察の過程で、実数と推計のいずれにおいても、人口の増減が描く世界の問題と課題が、年齢を3種に区分（0～14歳・年少人口、15～64歳・生産年齢人口、65歳以上・老年人口）することによって生じる（事実とされる）ことを痛感した。いうまでもなく、このような年齢の区分は普遍的な自然の摂理ではなく、人為的な区分のひとつにすぎない。それにもかかわらず、国勢調査を代表に、公的機関による年次データの調査、収集、分析、解釈、広報における共通尺度として用いられることの意味は重い。公的調査による問題の所在と解決の方法（選択肢）の提示において、人口の3区分は基数（定数）＝社会的事実とみなされるからである。

しかし、むしろこの点に着目することにより、区分の基準（定義）を相対化（多義化）する作業（再定義）により、人口減少時代の課題解決への手がかりを得ることができるのでは、との仮説をもった。もちろん、この作業の目的は数値上の操作に止まるものではない。この国の土で生活を営む人たちに、生涯にわたる人生のあり方を問い直すこと（「ヒト、モノ、コト」の再定義）を求めることに繋がるものでなければならない。

そのため、本7章では、3種の節と2種のコラムにより、人口減少時代が強い社会制度の改編と改変への要請に応ずる再定義の観点と方法の考察を試みたい。そして、本章での作業を基礎に、8章において「学校」を起点に、「家族」「地域」「社会」の再構築への課題と可能性を提起したい。

1. ヒトの分け方（年齢3区分）の再定義

1) 再定義の課題とは

年齢3区分の再定義において、特に注目されるのは、老年人口を65歳より上に設定することである。平均余命の上昇にあわせて高齢者とする年齢の開始を引き上げることが社会的に合理性を有する、との立場からの制度改編である。既に欧米各国で政策課題として年金支給開始年齢の見直しが進んでいる。日本でも2017年1月に日本老年学会・日本老年医学会の高齢者に関する定義検討ワーキンググループにより、下記の提言がなされ、発表当日の日本経済新聞は「医療の進展や生活環境の改善により、10年前に比べ身体の働きや知的能力が5～10歳は若返っている」「65～74歳は・・・社会の支え手と捉え直すことが、明るく活力ある高齢化社会」と報道。公開された同グループの報告書では、医療の専門家によるデータ解析や検査結果を踏まえての提言であることがその根拠となる資料と共に読むことができる。

65～74歳	准高齢者	准高齢期	(pre-old)
75～89歳	高齢者	高齢期	(old)
90歳～	超高齢者	超高齢期	(oldest-old, super-old)

もちろん、提言によって、介護を必要とする人たちの激増をはじめ、人口減少社会が求める課題自体が変わるわけではないが、定年延長や年金受給開始年齢の変更など、公的施策の選択肢と支える側の人と財の分母は広がる。だが他方で、制度変更は該当する年齢層を賛否によって分断する。負担の分散が期待される世代層においても、定年延長で就職や昇進の機会の縮小を理由に反対する層との対立が起こりうる。

制度変更を伴う再定義は世代間と世代内双方に利害の対立が生まれることを避けられない。利益を得る側と失う側の関係を中和する仕組みが、再定義による改編プログラムの必須項目であり、全ての年代の男女に必要な学習課題になる。とりわけ、現在の子どもたちは人口減少時代が強い問題の解決を人生に重ねなければならない。その学びと教えるに責任をとるべき位置にある学校と教師は、教育課程と学習過程の修正を自らの意思で行わねばならない。教科書を用いつつも、学習者の生きる時代と社会というフィルターを通して、教える材と学び習う方法の見直しに挑まねばならない。その際に忘れてはならないのは、再定義の対象が年齢区分や公的制度だけではないこと。3種の区分それぞれの意味の再定義が最も重要な学習課題になる。

最新の地域別将来推計人口からその具体例を示そう。

2) “年少”、“生産年齢”、“老年”に“人口を分ける先”への問いを

表 7-1 をみてほしい。データの出所は 2018 年 3 月に国立社会保障人口問題研究所が公表した 2015 年国勢調査による「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」の都道府県別人口推計。そこから次の作業手順で得た数値を一覧表にしたものである。

- i) 2015 年の高齢化率（全人口中の老年人口率）の下位 6 種と上位 4 種の自治体を選出し、2015 年、2030 年、2045 年の年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老年人口（65 歳以上）を一覧表にする。
- ii) 「生産年齢人口と老年人口の比（65 歳以上÷15～64 歳）」（図 7-1-1）と「老年人口内の後期高齢期の割合（65 歳以上÷75 歳以上×100）」（図 7-1-2）を計算する。

ほぼ同様の作業を、第 2 章「2. 格差の構造化」で 2010 年国勢調査と人口推計を活用し、2010 年の老年人口上位 10 傑と下位 10 傑の自治体を対象に、2015 年、2025 年、2040 年の数値を求めた。それに対し 2015 年国勢調査による人口推計で、2015 年高齢化率の上下で選んだ都府県 10 種を対象に、2015 年、2030 年、2045 年のデータから何が読み取れるか。今なお高い出生率を維持する故に高齢者の比率が最も低い沖縄（19.7%）を除けば、高齢化率の低さから選んだ東京（22.7%）、愛知（23.8%）、神奈川県（23.9%）、福岡（25.9%）、大阪（26.2%）は、いずれも巨大都市圏の中心自治体である。

他方、高齢化率の高さで選んだ秋田（33.8%）、青森（32.9%）、島根（32.5%）高知（30.2%）は、いずれも 3 人に 1 人が 65 歳以上という人口減少先進地域の自治体である。そのため、i) ii) の作業で作成した図 7-1-1 と図 7-1-2 に描かれた都府県による折れ線グラフ 10 種の起点（2015 年）は、高齢化率の高低を反映した位置にある。この自治体相互の位置関係は、2015 年→2030 年→2045 年をつなぐグラフの数値からほぼ維持されることが確認できる。問題はグラフの形状（数値の変化の特性と意味）である。

図 7-1-1 は全て右下がり。2015 年 3.20 人でトップの沖縄は 2030 年 2.21 人→2045 年 1.70 人。巨大都市東京は 2015 年 2.91 人→2030 年 2.63 人→2045 年 1.92 人。大阪は 2015 年 2.34 人→2030 年 2.02 人→2045 年 1.47 人と減少幅がやや大。大都市は 2015 年に 65 歳以上の高齢者 1 人を働き手の男女（15～64 歳）約 3 人で支えたが、30 年後の 2045 年には 2 人に届かない数値にほぼ直線的に減少、と推計される。

高齢化率 30%を超える自治体はどうか。最も高い秋田は 2015 年 1.65 人→2030 年 1.13 人→2045 年 0.85 人。0.85 とは分母（15～64 歳）が分子（65 歳以上）より小さいことを意味する。青森も 0.98、高知は 1.1、島根は 1.2。この 2045 年の推計値は、1 人以下で 1 人を支える数値に向けて下降することを意味する。だが、推計上では 1

	(1000人)	年少 0-14	生産 15-64	高齢 65以上	後期 75以上	生産/ 老年	後期/ 老年 ×100	高齢 化率
2015	東京	1,523	8,926	3,066	1,489	2.91	47.9	22.7
	沖縄	248	903	282	145	3.20	51.4	19.7
	愛知	1,025	4,676	1,782	808	2.62	45.3	23.8
	神奈川	1,145	5,803	2,178	993	2.66	45.6	23.9
	福岡	678	3,102	1,321	635	2.35	48.1	25.9
	大阪	1,098	5,423	2,319	1050	2.34	45.3	26.2
	島根	87	382	225	123	1.70	54.7	32.5
	高知	84	405	240	125	1.69	52.1	30.2
	青森	149	765	394	201	1.94	51.0	32.9
2030	秋田	106	571	346	189	1.65	54.6	33.8
	東京	1,471	8,989	3,422	1,987	2.63	58.1	24.7
	沖縄	235	850	384	216	2.21	56.3	26.1
	愛知	891	4,463	2,006	1,212	2.22	60.4	27.3
	神奈川	977	5,430	2,526	1,531	2.15	60.6	28.3
	福岡	609	2837	1509	934	1.88	61.9	30.5
	大阪	888	4929	2445	1523	2.02	62.3	29.6
	島根	71	319	225	144	1.42	64.0	36.6
	高知	62	319	233	150	1.37	64.4	37.9
2045	青森	100	555	421	256	1.32	60.8	39.1
	秋田	69	395	350	220	1.13	62.9	43.0
	東京	1,408	8,023	4,176	2,271	1.92	54.4	30.7
	沖縄	218	762	448	255	1.70	56.9	31.4
	愛知	812	3,803	2,285	1,279	1.66	56.0	33.1
	神奈川	891	4,498	2,923	1,677	1.54	57.4	35.2
	福岡	541	2412	1601	921	1.51	57.5	35.2
	大阪	768	3910	2657	1512	1.47	56.9	36.2
	島根	59	260	209	127	1.24	60.8	39.5
	高知	48	237	213	128	1.11	60.1	42.7
	青森	67	371	385	240	0.96	62.3	46.8
	秋田	44	256	301	192	0.85	63.8	50.1

表 7-1 高齢化率上下自治体の各種人口推移

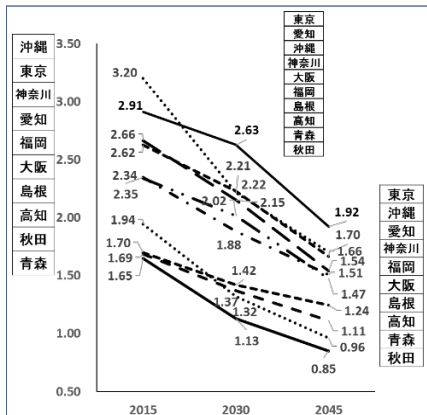


図 7-1-1 生産年齢人口と老年人口の比

を割る数値を出せるが、そのような人口構成での自治体の存続可能性(リアリティー)に疑問を持たざるを得ない。

問題はまだある。図 7-1-1 の 2015 年から 2045 年への直線上の下降グラフは、大都市が地方の中小規模自治体を追いかけけることを意味する形状(大都市の秋田化?)。しかも騎馬戦(3人で1人)から肩車(1人が1人)が比喻でなくなる数値である。

図 7-1-2 ではどうか。2030 年に 75 歳以上が自治体の規模にかかわらずほぼ 10 ポイント上昇して 6 割前後と多数派になる。2045 年には減少するがその幅は約 5 ポイントと高止まり。スタートの 2015 年は団塊の世代が 60 代後半に、15 年後の 2030 年は 80 代前半、次の 15 年後の 2045 年は 90 代後半に。80 代から 90 代後半にかけての数値が高止まりということは、団塊の世代が人生 100 年時代を生きる最初の世代になることを意味するのか。それほど単純

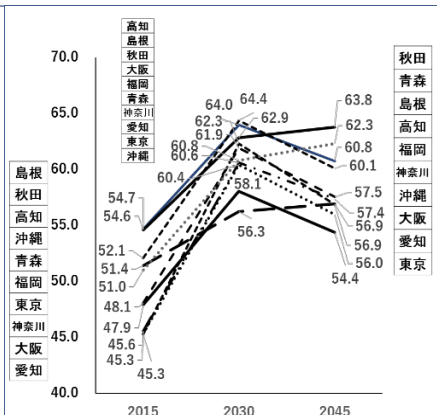


図 7-1-2 老年人口内の後期高齢期の割合

ではない。表 7-1 に示す年少、生産、老年それぞれの推計人口の変化を棒グラフで示す図 7-2-1 と図 7-2-2 から別の姿が見えてくる。

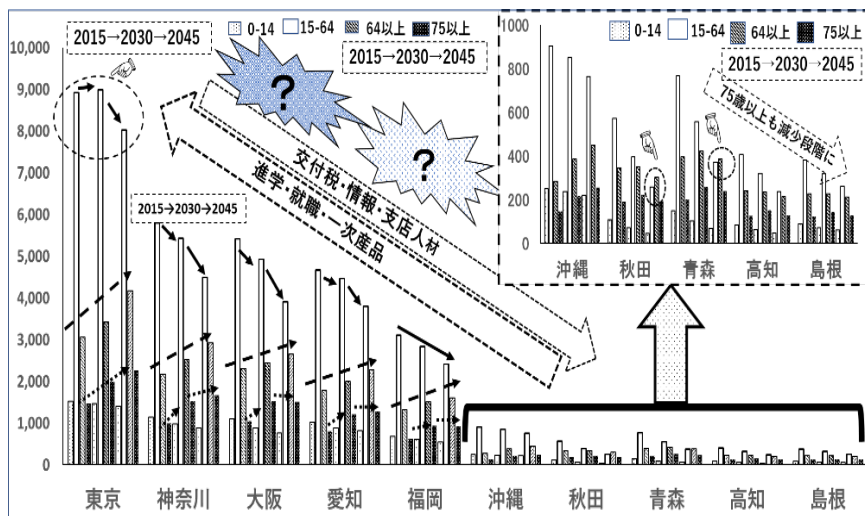


図 7-2-1 各都市の推計人口推移の比較 (右上) 図 7-2-2 地方都市の推計

まず、3 区分相互の率ではなく、都府県別に推計人数の変化を比較するには、図 7-2-1 と図 7-2-2 や図 7-3-1 と図 7-3-2 のように、表側（ひょうそく）の数値の桁が異なる二つの図が必要になる。この桁違いの人口の自治体間を繋ぐのが、「通学・就職・一次産品」の上向き矢印と「交付税・情報・支店人材」の下向き矢印である。

問題は何か。統計の桁の違いは同条件での比較が困難との意。図 7-2-1 と図 7-2-2（数値は表 7-1）では、表側の単位が大都市と共通だと沖縄以下の人口規模の県は変化を確認できない。一桁上げる（10 倍）と変化の形を読み取れる。ただし、その場合は、10 倍拡大（異なる条件）による意味の変容（多義化）の考察が必要になる。

この問いに答えるヒントは三種。第 1 に、大都市と中小自治体を結ぶ二種の矢印の言葉と方向。第 2 に、行き交う二つの矢の上にある爆発印の中の「?」。第 3 に、図 7-3-1 と図 7-3-2（生産年齢人口と老年人口の差の推移、数値は表 7-2）である。

まず、図 7-2-1 左上の東京の 3 区分別人口推移をみてほしい。2015 年→2030 年→2045 年における年少人口減少と老年人口増加の角度は他都市と変わらない。だが、生産年齢人口は東京だけが 2015 年 892 万 6 千人、2030 年 898 万 9 千人（数値は表 7-1）と増加。ちなみに第 2 章で紹介した 2010 年国勢調査による推計人口では、2010 年 899

万4千、2025年854万4千と減少の推計値であった。人口推計の対象は日本国籍者であること。年少人口が減って老年人口が増加し、おまけに他府県は減少する生産年齢人口が増加すると推計されるのは、全国から東京に移動する（若い？）男女が今後も（これまで以上に？）続くことでしか説明できない。いうまでもなく、東京への若者の移動の増加は、規模の大小を問わず、他の道府県の労働人口の減少に直結する。

実はこの問題は第2章「2. 格差の構造化」の末尾で次のように予見した。

「国勢調査に基づく推計値や日本創成会議などの問題提起が厳しければ厳しいほど、意図とは逆のアナウンス効果で、消滅のラベルをはられた小規模自治体から高齢者急増大都市への人の移動を促進・・・(略)・・・経済大国日本を構築した社会システム全体の機能不全（崩壊？）を意味する」。

わずか5年後の国勢調査による地域別人口推計によってこの指摘が杞憂でないことを確認できたと理解すべきか。私見だが、事態はより深刻と考える。第1章3節で、推計値は未来ではなく過去の課題と問題を見るレンズであることを指摘した。現在の人口構成から合計特殊出生率が少々上昇しても出生数の減少を止められないことも確認した。それは近年の日本経済の活性化や育児支援の拡大を出生数増へのプラス効果と評価しても、時間的に2030年の生産年齢人口増に反映できないことを意味する。

むしろ、18歳人口減の進行による人手不足、都市部における要介護者の増加や保育施設の量的質的拡充による介護士・保育士の求人難、AIやICTに象徴される新たな就業機会の創出など、全国津々浦々からこれまでとは異なる次元での人の才と財の東京への移動が進行していることの反映とみなすべきではないか。すなわち、人口減少社会日本の未来に対処するために展開する行政施策、企業努力、技術開発それ自体が、全国各地の人口減少を加速させることになっていないか。さらに、東京への若者の移動が、故郷だけでなく、日本全体の人口減少克服の道を閉ざす可能性が高い。東京の出生率は全国最下位、未婚率は男女とも全国1である。

問題は二つ。一つは日本全体の生産年齢人口の減少下での東京における就業人口枠の拡大は、他の道府県の労働力人口の減少を加速すること。二つは、現在の東京は他の道府県以上に結婚→出産→育児の選択の条件が整っているとはいえないこと。前者は人口減少先進県の存続時間の短縮に貢献し、後者は日本全体の出生数減を促進する。

さらにこの二つの問題を解決ではなく拡大する条件が全国の自治体に同時進行することも想定すべきであろう。日本の人口構成（実数）の特性から、現在（2018年）70歳前後になった団塊の世代の加齢とともに、就業機会増と労働力不足が東京以外の自治体でも同時進行することを、生産年齢人口から老年人口を引いた人数の減少を示

す図 7-3-1 と図 7-3-2 で確認できる。それは、生産年齢人口と老年人口が 2045 年に逆転する秋田と青森（図 7-3-2）を代表に、人口減少先進自治体の存続可能性への疑問符（リアリティーの揺らぎ！）につながる。同時に、労働力人口の供給源を失った大都市の衰退への道をも開くことを意味する（リアリティーの回復？）。その証左が東京、神奈川、大阪の 2045 年の減少幅の大きさである。

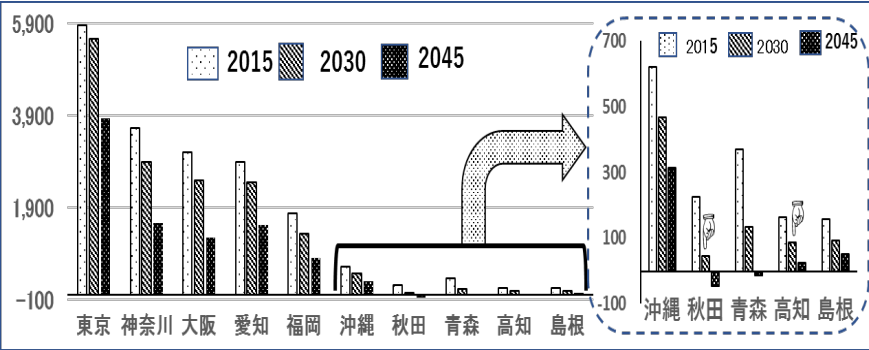


図 7-3-1 各都市の生産年齢人口と老年人口の差の推移 図 7-3-2 地方都市についての拡大図

図 7-2-1 に示したように、全国の中小自治体から大都市に向けて「進学・就職・一次産品」を運び、大都市から中小自治体に「交付税・情報・支店人材」を運ぶ道の

	2015	2030	2045		2015	2030	2045
東京	5,860	5,567	3,847	沖縄	621	466	314
神奈川	3,625	2,904	1,575	秋田	225	45	-45
大阪	3,104	2,485	1,253	青森	371	134	-14
愛知	2,894	2,457	1,518	高知	165	86	24
福岡	1,781	1,327	811	島根	157	94	51

矢印（社会システム）は、双方の矢が運ぶ「ヒト、モノ、コト」の行先で、人口の再生産が恒常的に維持されなければ機能不全への扉を開くことになる。

表 7-2 生産年齢人口と老年人口の差

その結果、都市と地方小規模自治体間に生じる利害の対立と自治体内部における生き残りをかけた争いが、図 7-2-1 の上下矢印上の二つの「？」の実態になる。その先に現状の日本の再生産は極めて困難と言わざるを得ない。だが、以上はあくまで過去からの延長の未来、新たな未来を開く「？」を見出す道（リアリティーへの対峙）はないか。「従属人口指数」と「老年化指数」の概念を用いて、秋田、東京、沖縄の差異の意味の形成過程を問うことから見出したい。

3) “従属”の“意味の多義化”で、“リアリティーの回復”を

$$\begin{aligned} \text{年少（従属）人口指数} &= (0\sim14 \text{ 歳人口}) / (15\sim64 \text{ 歳人口}) \times 100 \\ \text{老年（従属）人口指数} &= (65 \text{ 歳以上人口}) / (15\sim64 \text{ 歳人口}) \times 100 \\ \text{従属人口指数} &= (0\sim14 \text{ 歳人口} + 65 \text{ 歳以上人口}) / (15\sim64 \text{ 歳人口}) \times 100 \\ \text{老年化指数} &= (65 \text{ 歳以上人口}) / (0\sim14 \text{ 歳人口}) \times 100 \end{aligned}$$

表 7-3 は、1950 年から 2015 年までの国勢調査（実数）と表 7-1（2018 年推計値）の 2030 年、2045 年から、秋田と東京と沖縄の年少人口、生産年齢人口、老年人口を用いて、上記数式で求めた年少(従属)人口指数（以下年少指数と略す）、老年(従属)人口指数（以下老年指数と略す）、老年化指数の一覧表である。

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2030	2045
秋田	年少人口指数	65.5	61.4	56.1	44.8	35.8	32.2	30.6	29.6	26.9	24.0	21.9	20.5	19.4	18.6	17.3
	老年人口指数	5.7	6.3	7.5	8.9	10.7	12.9	15.3	18.7	23.5	30.2	37.5	44.4	50.1	60.7	88.8
	老年化指数	8.7	10.3	13.4	19.8	29.9	39.9	50.2	63.1	87.2	125.9	171.5	216.3	258.7	325.7	506.5
東京	年少人口指数	48.6	41.2	31.8	27.1	28.5	30.7	28.8	24.6	19.7	17.2	16.4	16.4	16.5	17.1	16.4
	老年人口指数	4.8	5.1	5.2	5.7	7.0	8.8	10.8	12.2	14.2	17.6	22.0	26.4	29.8	34.3	38.1
	老年化指数	10.0	12.4	16.3	21.2	24.6	28.5	37.4	49.7	72.0	102.1	134.5	161.1	180.3	201.2	232.6
沖縄	年少人口指数	70.2	74.3	78.7	70.3	59.5	50.9	46.9	42.8	37.8	33.4	30.7	28.6	27.3	27.5	27.6
	老年人口指数	9.0	8.9	10.3	10.6	11.3	11.3	12.4	13.5	15.3	17.6	21.2	24.6	26.8	31.2	45.2
	老年化指数	12.8	12.0	13.1	15.1	18.9	22.2	26.4	31.6	40.4	52.8	69.1	86.1	98.4	113.6	163.5

表 7-3 秋田県、東京都、沖縄県の年少(従属)・老年(従属)人口指数の推移の比較

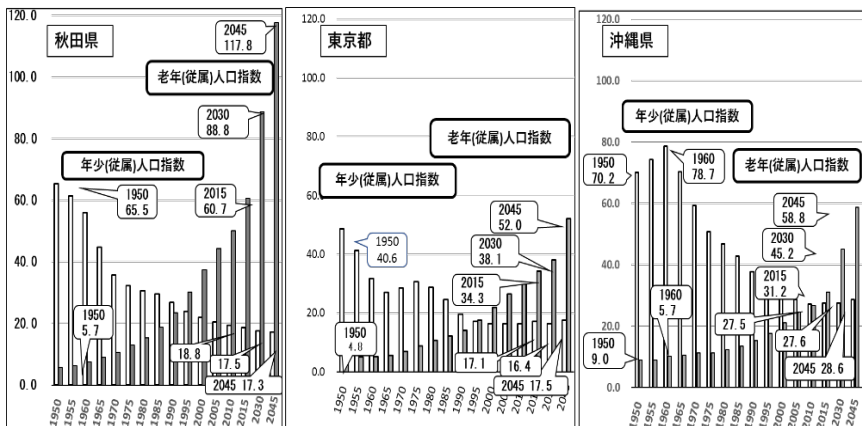


図 7-4-1 秋田県、東京都、沖縄県の年少(従属)・老年(従属)人口指数の推移の比較

まず、表 7-3 とともに、年少指数と老年指数の推移を棒グラフで示した図 7-4-1 を見てほしい。1950 年の年少指数は秋田 65.5、東京 48.6、沖縄 70.2 である。年少指数

は生産年齢 100 名で支える子ども数なのに対し、普通出生率は人口 1000 人当たりの 1 年間の出生数である。したがって、この時期の秋田の出生率は沖縄と同様に高い。しかし、東京は低く、その後も東京の年少指数が秋田・沖縄を超える年はない。

老年人口はどうか。秋田 5.7、東京 4.8、沖縄 9.0 といずれも一桁である。敗戦後の日本は圧倒的に子ども中心社会であったことを示す指数値である。ちなみに、1950 年は第 2 次大戦後のベビーブーマー（1947～1949：団塊の世代）が生まれ終えた年である。この団塊の世代の成長と重ねて、戦後日本の子どもの多さが、かつての理念志向ではなく、子ども市場の成立に結ぶことを本項後半で考察する。

その前に、1955 年以後の変化を確認しよう。秋田と東京の年少指数は右下がり、老年指数は右上がり。1989 年 1.57 ショック後の 1995 年国勢調査で年少指数と老年指数が交錯し、2015 年の年少と老年の指数値は 1950 年とほぼ逆転する。その後の推計値でも老年指数は伸び続け、2045 年の秋田は年少指数 17.3 に対し老年人口指数は 117。生産年齢人口より老年人口が多くなる図 7-2-2 と図 7-3-2 の注目点を再確認する。

2045 年の東京はどうか。年少は 17.5、老年は 52.0。この老年指数値は 1950 年のほぼ 11 倍。100 人で支える人が 5 人から 52 人に増加する推計値である。秋田の老年指数 117.8 との比較では半分だが、深刻度は秋田よりも重い。その理由を語る前に、異なる戦後の歴史を強いられた沖縄に目を向けよう。復帰前の 1950 年の年少指数は 70.2。沖縄の戦火からの復興は新たな命を守り育てることから始まった。この高い年少指数は 1965 年をピークに 1972 年の日本復帰まで続く。その後も高出生率を維持し、年少指数は秋田・東京よりほぼ 10 ポイント高い。他方、1950 年の老年指数は 9.0 と低く、その上昇角度も東京に近くゆるやかで、年少指数との交錯は 2015 年と遅い。2045 年の推計値でも年少指数は 28.6 と秋田・東京より 10 ポイント近く高いが、同時に老年指数も 58.8 で東京より高くなる。その結果、年少指数と老年指数を足した従属人口指数は 87.4 と東京の 69.5 より高い。秋田の 135.1 との比較ではどうみるか。

先の秋田 117.8 と東京 52.0 の位置づけへの問いも含めて、年少人口との比較による老年人口の大きさ（負担度？）を計る老年化指数を折れ線グラフにして、図 7-4-1 に書き足した図 7-4-2 を手掛かりに考察しよう。図 7-4-1 と同様に、折れ線の形状で比較可能なように、秋田、東京、沖縄の表側の尺度を同一にした。最も右肩上がりの高さの頂点は、秋田 2045 年の老年化指数で 680.5 である。秋田の老年人口は年少人口のほぼ 7 倍を意味する指数値になる。他方、折れ線グラフの形状では秋田の半分の位置にある、東京 2045 年の老年化指数は 296.7。年少人口の約 3 倍だが、表 7-1 の東京 2045 年に示す、年少人口 140 万 8 千人と老年人口 417 万 6 千人を、生産年齢人口 802

万3千人と対比してみると、指数の重さが異なって見えないか。

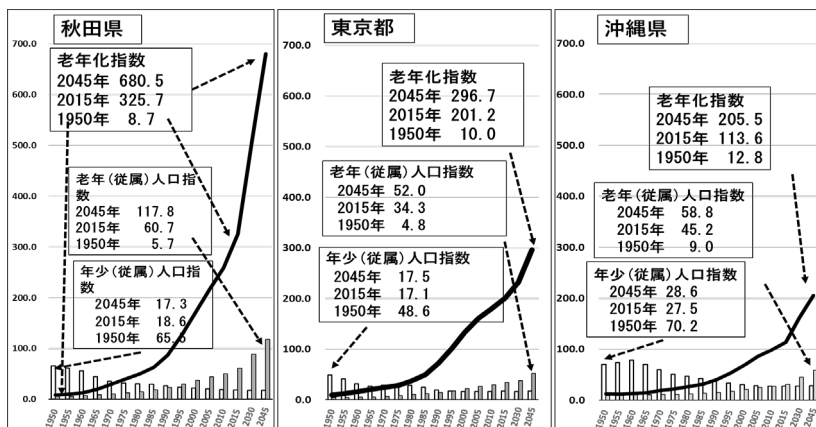


図 7-4-2 秋田県、東京都、沖縄県の老年化指数の推移の比較

東京の人口増の内実は進学と就職を理由に全国から移動してきた男女である。子どもの多数派はその組み合わせから生まれる。親子共に、旧来の東京在住高齢者との血・地・値（仕事・学校）の縁（人間関係・絆）は弱い。加えて、家賃、保育・教育環境、通勤コストを基準に選択する居住地（地域）で形成される人のつながりは、高齢者と知りあう縁が生まれる機会の確率を限りなく下げる。

秋田ではどうか。2045年の老年化指数680.5の基礎数となる年少人口は4万4千人、老年人口は30万1千人、生産年齢人口は25万6千人。大都会に人の才と財と一次産品を送り続けた結果だが、それ故に血縁と地縁は残り、仕事と学校で培われる利害と相互支援の縁（価値）も切れていない。農業に定年はなく、中小零細・自営事業は65歳以上の就業率上昇を求める。3世代同居率の高さは、嫁姑問題とともに、地域ケアシステムの担い手（ヒト）、小規模（疑似在宅）介護施設転換家屋（モノ）、良き介護者の技能と心と身体の内磨（コト）の供給の潜在力に読み替え可能である。さらに、65歳は介護保険制度の浸透で、人生の区切りではなく老いの自覚と身近な他人の介護への準備開始の契機に転換して久しい。いずれも、第4章で紹介した秋田・山形での調査で得た事例に基づく判断である。

沖縄はどうか。季節、風土、産業、歴史は全く異なるが、地縁と血縁の強さは秋田に劣らない。サトウキビ中心から高温を活かした果実と野菜への転換、離島とのネットワークを組み込んだきめ細やかな観光産業の育成と沖縄で生まれ育った人たちと大都市から移入される人の才と財に設備と運用力が融合して、新たな人と人の結びつ

きが日々創られる島に転換しつつある。そして、3次産業の観光業と6次産業化した農・漁業は65歳定年を必要としない就業構造である。沖縄もまた秋田と同様にフィールド調査から得た既存の人口3区分の定義の外にある現実に基づく判断である。

もちろん、秋田と沖縄に、その人口構成（人口減少の進行状況）の特性に起因する問題は少なくない。むしろ、私見では危機的との形容が必要だが、その内実の開示と解決の処方にも模範解答はない。両県に限らず、今と未来の日本の国土に生じる人口減少による“ヒト：人（あいだ）”、“モノ：社会施設・制度”、“コト：時空の管理・操作”の変化の先行事例はない。それは問題をとらえる方法（見方、考え方も含めて）のレベルから問い直す迂回を避けられないことを意味する。その迂回の試みとして本節で用いた方法が、図7-1-1から図7-4-2までの12種の図。すでに気づかれたと思うが、どの図も表7-1の2015年、2030年、2045年の年少、生産、老年の推計人口を用いた。

最初に図7-1-1と7-1-2で75歳以上を加えて相互の比率の比較、次に図7-2-1と7-2-2で二つの尺度での実数（推計）の比較、さらに図7-3-1と7-3-2で実数（推計）間の差の比較を重ねた。そして、図7-4-1と7-4-2では、人口統計でオーソライズされた二つの分析概念（従属人口指数、老年化指数）を尺度することで読み取れる特性の比較を試みた。その際に、推計も含めて概念の意味が異なる比率と実数を、数字という共通の記号で表すことで生じる認識の差異と誤謬に注目し、同じ数字という記号から異なる読み取り、異なる発想、異なる解決処方が生じる契機を探し求めた。

この試行錯誤の過程で最も重視したことは、人口統計上の数字1は世界に1人の代替不能な存在であること。同時に、その社会的立場から発する関係の広がりは無数のヒト、モノ、コトの変化に関わること。その中の何を取り出し、何を捨て、どのように変えるか。その選択肢を組み立て直す作業の必要性和重要性の提起に努めた。

他方で、ヒトの関わりの無限の可能性は無秩序の意ではない。選択の道筋を構成する仕組み（モノ）やそれを受容する心情（ヒト）を育む生活様式（コト）の型（モノ）は存在し、社会的事実（ファクト）として認知可能である。だが、その事実と問題解決への有用度は、認識主体（ヒト）の“生きられた現実（リアリティ）”による不断の検証（自己省察・事象と他者への謙虚さ）によって創られる（ゆらぐ）ことを、自戒とともに”概念の多義性“の意に込めておきたい。この社会的事実としての「ヒトの生涯を支えるモノ（仕組みと決め事）とコト（ことばとところ）の再定義」が次節の考察だが、そこに移る前に本節で確認しておきたいことがある。それは人口3区分の年少と老年の概念（年齢規定）の現実性（リアリティ）の喪失である。

本節での考察から、65歳以上を生産年齢という名を冠した年齢層に支えられる（養

われる)側として概念規定されていることの問題性は理解できよう。社会的事実において、それぞれの場が求める(強いる)現実の要請として、自ら立って、他者を支え得る側に立ち続ける男女が多数派であり、それでなければ、今と未来が存続不可能であることは確認できたであろう。ただし、このような現実の変化を認知するための尺度(比較の基準)として、現状の三種の人口区分の概念(定義)も含めた人口3区分の役割を、その必要性和重要性も含めて理解すべきことも指摘しておきたい。

年少人口はどうか。図7-4-1を見直してほしい。戦後日本の復興は、子どもを養うことから始まったと指摘した。だが実はそれは一面で、第Ⅰ部と第Ⅱ部で論じたように、日本の家族(親)は子どもを学校にできるだけ長期間通わせることを優先課題にしてきた。他方、団塊の世代が小学校4~6年生(文字と数字で現実を分別可能)になった1959年に週刊少年マガジンと週刊少年サンデーが創刊され、“子ども文化”との流行語が生まれた。テレビ(CM)の普及とともに子どもは菓子、玩具、衣服の消費者として日本経済の牽引主体になる。さらに団塊の世代の中学卒業後から進行する高校増設(全入)や大学進学率上昇と連動して教育(出版)産業が成立する。

子どもは家族(親)の負担から夢の担い手に、数の多さは子どもを市場の主体にする。年少人口は支えられる側ではなく日本経済の牽引主体に転換する。この流れは1.57ショック後の減少期に入っても続くが、その特性は大きく変化する。市場構成員の減少への対処の道は二つ。一つは市場からの退場。二つは対象の拡大と高付加価値化。前者は小児科や産婦人科の医師と医院の減少。後者は教育産業の生き残りをかけた対象年齢の拡大とサービスの個人化による高付加価値化。その結果が家庭の経済力による格差の論議につながるが、ここでは年少人口は従属ではなく市場の構成者の視点からの考察が必要であるとの指摘に留め、その考察は第8章の課題としたい。

他方、老年人口の場合はどうか。1950年の老年指数の数値に見るように、全人口との対比で非常に少数であったため、福祉(支えられる)の対象として位置づけられた。ところが1995年に年少人口との従属指数の数値が入れ替わったことが象徴するように、急激な量的拡大と長寿化の進行は、市場経済との関係を考慮すべき段階に入る。特に、介護保険の導入は福祉の産業化との言葉に見られるように、就業人口では3番目に位置する産業(医療・福祉)との関係において、老年人口を位置付ける社会に日本は変化した。だが、その担い手の就労の条件と職種の社会的評価の位置づけは、少数者の福祉(措置)の時代の慣習から脱することに手間取り、市場のルールへの転換は遅れている。この問題点については次節での考察で深めたい。

(馬居政幸)

本節と次章をつなぐ私（馬居）の経験と思いを Column にまとめました。

2003 年冬から 4 年春にかけて、秋田県と山形県の高齢化率 20% 台後半の自治体で生活する人たちへの聞き取り調査によって学ぶ機会を得ました。その記録をもとに、尾崎行雄記念財団の『世界と議会』2004 年 4 月号に掲載された同名の拙稿に、本章の趣旨に即して若干の加筆修正を施しました。ご一読ください。

Column7-1

不安の現在を希望の未来に一少子高齢社会を拓く鍵—

1. 秋田・山形の調査から

私は 90 年代前半から、少子化の進行によって生じる育児や教育にかかわる制度や意識の変容とその再構築の課題を男女共同参画の視点から研究対象にしてきた。その過程で全国各地の子育て支援にかかわる方たちとの交流もあった。その縁から、秋田県内の自治体の女性リーダー 7 人で構成する「少子高齢化とまちづくり研究会」の依頼で 2004 年 1 月後半から 3 月半ばにかけて、秋田県と山形県内の市や町で聞き取り調査をする機会を得た。ただし、対象は高齢者と高齢者福祉にかかわる方たち。なぜ少子化の研究者である私が、と最初は戸惑ったが、次の二つの理由で引き受けた。

一つは少子化と高齢化は表裏の関係であること。高齢化率とは高齢者数ではなく 65 歳以上の全人口に占める割合である。長寿化により高齢者がいくら増えても子どもがそれ以上に生まれれば単に人口が増えるだけ。高齢化率上昇による不安を解消させる根本的な解決方法は少子化の克服である。ところが、高齢者と比較して子ども向けの日本政府の経済的支援は極めて乏しい。高齢者のための施策と資金を経由してでも少子化の現実を変える手立てを求めたい、との思いを持っての旅であった。

もう一つは秋田県の高齢化率が既に 25% を越えていたこと。この現実の中で奔走する女性リーダーの皆さんに指摘されるまで、少子化に関心をもつ研究者でありながら、その意味の重要性に気づけなかった。不明を恥じながら、先進県の苦闘の教訓から少子高齢化を克服する社会システム再構築への貴重なモデルを学ぶための旅でもあった。

その結果得たものは私の予想を遥かに超え、重くかつ大きい。不自由な体を支えられながら笑顔で調査に応じていただいた高齢者の皆さん、縮小する財源と悪戦苦闘する行政担当者の皆さん、下の世話も含めて祖父母どころか曾祖父母の年代の方たちと生活する若い介護士の皆さん。この方たちから学んだことは、私自身の研究のあり方を土台から組み替えることを要請した。調査過程で綴ったメモから 3 点紹介したい。

2 介護は終末医療ではなく、新たな人生へのステップ

「これほど不安が深いとは・・・」。

長寿という文字が象徴するように、本来人生が長くなることは寿ぐことのはず。だが、調査の過程で出会った高齢者の皆さんから発せられる言葉や表情から、繰り返し私の心に響いたのはこの言葉である。高齢化率が30%に近づく市や町の現実、老いたご夫妻のみとお一人で生活するご高齢の方の増加として顕れていたからである。

高齢者の介護に関して調査をすると、介護者として最も期待されているのが妻、娘、嫁という家族の中の女性である。介護保険が家族介護を基準に組まれている社会的背景でもある。しかし、私が出会った現実、この3種の女性による介護をあきらめることから出発しなければ、不安を解消できないことを要請する。理由は二つ。一つはそのような女性が存在しない家族が多数派であるという現実、二つは今必要とされる介護の担い手として妻、娘、嫁はふさわしくないという現実である。

まず家族の現実だが、調査時直前に発表された国民生活基礎調査（厚生労働省 2002 年）によれば3世代同居世帯は全国平均で約10%。農村部が多い秋田、山形はもう少し多いが、少数派であることに変わりはない。老夫婦だけの家族で老いた妻が可能な介護とはどのようなものか。お一人で生活される高齢者にはその可能性すらない。加えて、私が訪問した市や町の性・年齢別人口ピラミッドから高齢者の圧倒的多数派は女性であり、その数は団塊の世代も含めたどの年代よりも多い。その結果、家族介護を前提にする限り、介護者が存在しない方が多数派になる。

より重要なのは二つ目の介護の現実。介護師の皆さんから学んだことは、介護は新たな人生を創造するための通過点であるということ。そのためには、介護者には①心、②技術、③知識、④仲間、⑤元気という五つの条件が必要になる。言い換えれば、特別な教育を受けることなく、妻、娘、嫁という条件（属性）のみを理由に行なう介護は、いわゆる寝たきりの状態を維持することに結び付く。加えて、未経験な孤立した介護は、介護者自身を危機的状況に追い込む一方で、虐待への道をも開くことになる。

それでも夫を妻が、その妻を娘もしくは嫁が、ということ望むなら、多産と世襲を前提とする農業社会に戻すべきである。高度経済成長という工業化の過程で子どもたちを都市が奪いながら、介護は家族でというのは不合理である。老夫婦もしくは一人住まいの高齢者の増加は本人の選択ではなく戦後日本の国策が生み出した家族形態の必然であることを再確認すべきである。戦後家族、近代家族、家族の55年体制など呼称は様々だが、後に団塊の世代と総称される1947～49年生まれのベビーブーマー

一以後、わずか10年で子どもを半減させ、1960年を境に子どもは二人という家族を政策的に定着させたはず。さらにその子どもを男女ともに高学歴へと導き、産業戦士になることを求めたはず。

その象徴が厚労省による年金制度のモデル家族がサラリーマン＋専業主婦＋子ども二人であること。加えて、文科省の学校教育のモデルは、学校歴の上昇とともに生まれ育った地を離れて都市に移動する人間。そして今、工業化から情報化＋グローバル化の段階に入った産業構造では、親子孫が海外も含む異なる地で生活することが当然視される。これらが重なれば必然的に家族は縮小し、いずれは一人になり消滅する。

他方、学校教育のどの段階にも男女ともに働くことを求めることはあっても主要5教科と同等に育児や介護の心、技術、知識の学習度の評価を男女双方に強制する教育課程はない。それにもかかわらず、介護保険は家族介護が基準であり、おまけにその担い手を老妻、娘、嫁という女性に期待すれはどうなるか。一点豪華主義の施設には待機者があふれ、自治体単位のファンドに縛られた介護保険は高齢者増と人口減少が同時に進行する現実の中で資金不足に陥らざるを得ない。それは老老介護と細切れの訪問介護による寝たきり状態の増加として具体化する。

これは未来ではなく、まさに今、高齢化率25%を超える市や町で起こりつつある現実である。否、問題はより深刻である。実は訪問した介護施設は素晴らしく、いずれも最新の機器が備えられ、若い介護士が献身的に任に当たっていた。その建設と運営の資金はどこから出ているか。3割自治どころか自主財源が2割以下もある市や町の財力では不可能。都市で働く人たちが納めた税や保険が様々な名目で国のシステムを介して届けられる。高齢化率25%の秋田・山形の自治体の現実が高齢化率19%の日本国(執筆時2003年)によって支えられているのである。そのこと自体は当然と考える。都市に我が子を送ったからこそ、老夫婦やお一人だけになるわけである。だが、その日本国全体が高齢化率25%を超えるときに資金を送り続けられるか。そのとき秋田、山形の高齢化率は40%以上になると予測される。ある種の棄民の状態が現出しなにか。

不安の心の闇は限りなく深い。どうすれば迎えられるか。介護保険を見直し、年金を確かなものにし、市町村の合併によるファンドの拡大が志向される。いずれも必要なことだが、不安の淵源が身近な介護者の不在にあるとすれば、先に提示した五つの条件を満たす介護者を育成することなく、個々の高齢者の闇を拓くことはできない。

3 誰もが専門家を支える心、技術、知識を持つことができる

経験と学習の機会の再構築

自助、公助、共助という区分がある。自宅介護が自助、施設介護が公助、ボランティア

が共助とされる場合がある。だが、このような役割分担では、財源に限りがある以上、介護者を身近に見出せない高齢者の不安をかえって高める要因となる。問題は介護者を育成する仕組みである。そこに公助の新たな役割がある。最も大きな財は金ではなく人。既存の教育と学習の機会を、誰もが介護の心、技術、知識を獲得できる場に組み替えるのが公助の役割。その中で、経験者が技術と知識を伝えることを通じて心を育むのが共助。その場に参加して、まずは育児を、次いで介護の心と技術と知識を学ぼうとすることが自助と考える。よき介護者となる心と技術と知識の獲得が要介護者を蘇らせる介護の当事者になるための自助でもある。そして誰もが介護の心、技術、知識を身に付けるなら、自ずと仲間は育まれ、必要とされるときに元気な人が交互に携われる。その振り分けの仕組みづくりも公助の役割。NPO という新たな共助の仕組みの出番ともなる。

それにしてもなぜ育児が最初なのか。介護の心、技術、知識の基盤が育児にあるからである。子どもを生んだ一人の女性に育児の全ての責任を負わせたことが要介護者と介護者のアンバランスの淵源とも考えるからである。もし日本が夫婦による子育てを保障する社会の制度化に成功していれば、夫、息子、婿による介護もまた当然であったろう。それだけで介護者は二倍。それ以上に誰もが親の役割を果たす社会は、孤立した子育てとセットになった育児不安や児童虐待を未然に防ぐ大きな力となる。それはまた要介護者と介護者を支える心と技術と知識と仲間の基盤ともなる。

このことと関わって本調査で学んだことがある。全てを介護者に委ねる要介護度 5 には約 35 万円の保険金が支払われる。条件は生まれたばかりの子どもも同じ。要育児度 5 として同額が育児者に支払われても不思議ではない。事実、欧州の国々では同質の理念の下で育児支援が制度化されている。

もう一つ指摘したい。心の問題である。高齢者への聞き取り調査で最も多く記録した言葉は「迷惑をかけたくない」であった。だがこの言葉は迷惑をかけられることを忌避する意識につながる。この意識を払拭し、人のために役立つことが人間として最も大事なことであるという経験の共有が育児と介護の心の基盤である。ただし、それは人のためになることを強調（説教）することでは培えない。自己実現の過程に他者への貢献を組み込む論理と実践という迂回が必要である。人の役に立つことこそ最も高度で豊かな自己実現であるとの体験を伴った自己認識の一般化こそ、要介護者となることへの不安の闇を拓く鍵と考える。そして、血縁、地縁故ではなく、介護することが人として当然の行為であるという心とそれを具体化する技術とそれを裏付ける知識を共有できれば、要介護者になったときに、他人の介護を受ける心のバリアーを取り除くこともまた可能になると考える。

4 キーパーソンは団塊の世代

このような指摘に対し、その実現可能性を疑う方もおられよう。だが思い返してほしい。高度経済成長の効果が表れる前の 1950 年代以前の日本人の多数派は学校の価値を認めなかったはず。その中で教師は家業(農業)の手伝いや貧困で学校に子どもを通わせない親を説得し、進学を諦めようとする子どもを激励したはず。ところが 20 年後の 1970 年代に高校進学率ほぼ 100%、短大+四大進学率は 4 割を超え、1976 年に制度化された専修・専門学校を入れれば 7 割が進学する社会が誕生した。

これを考えれば育児・介護の心、技術、知識の共有も不可能ではないはず。いや可能にしなければ、高齢化率の平均が 25~30%、40%を超える自治体も少なくない 20 年後の現実を越える方法がないことこそ、今回の調査で私が得た最も厳しいデータである。

ではそのために何が必要か。やはり調査から得た具体化の方法を一つ提案したい。それは今 50 代半ばで 20 年後の高齢化率を引き上げる当事者である団塊の世代の男性に対するヘルパー講習の促進である。この世代は生まれ育つ過程で育児と介護を身近に見て、大多数が子育てを経験し、育児と介護の心と技術を自己形成の過程で体得せざるを得なかった最後の世代である。ただし、性別役割分業をも内在化し、上記経験はいずれも女性のみに当てはまる。従って、女性には後輩たちの育児支援から始めてほしい。ついで年を経るに従い増加する親の世代を介護する姿をその育児支援をした後輩の男女に見せてほしい。いうまでもなく、介護の心、技術、知識の学習の場にするためである。それは自らが要介護者になったときの介護者を育てることでもある。

男性はどうか。残念ながら育児支援は困難だが、リストラの波を被る職場を通じて自己研修の重要性は身にしみているはず。その経験を介護の心、技術、知識を学ぶことに向けてほしい。この最も多い世代の男性が介護者となることができれば、まずは自分と友の親や近所の高齢者の介護の大きな力となろう。その経験は人生の伴侶の介護に生かされよう。何よりも自らが要介護者となるまでの時間をのばすことができよう。ヘルパーのための学習は節制と自己鍛錬の源になるからである。そして、たとえ要介護者になったとしても、障害を新たな人生を拓くステップとすることに挑むことも容易となろう。東アジアの国々がモデルにした日本の工業化の担い手はこの人たち。少子高齢化をもキャッチアップしようとする隣国に、今再び団塊の世代が新たなモデルになることができるか。

このことも含め、不安の現在を希望の未来へと拓く鍵は、省庁の壁に苦闘する国の機構と行政施策ではなく、人々が生きる現場にこそ存在することを、調査が教える最大の課題として強調しておきたい。

(馬居政幸)

2. ヒトの生涯を支える

モノ(仕組みと決め事)とコト(言葉と心)の再定義

1) 「予測困難な時代」と「未来の創り手」を結ぶ“モノとコト”の“情景”は

(1) 学習指導要領のキーコンセプトの矛盾

「予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる」

2年前(2016年)の8月、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会より報告された「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」(以下「審議のまとめ」と略す)の「第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性」の「2. 2030年の社会と子供たちの未来」の冒頭のリード文である。この報告書には、表題が示すように、昨年(2017年)3月、文部科学省より発表された新学習指導要領に向けての改訂の趣旨が記述されている。その意味で、上記リード文は、掲載された位置から判断して、新学習指導要領のキーコンセプトとみなせる。さらに、本書のキーコンセプトとも重なりと筆者(馬居)は判断し、本節のタイトルに「予測困難な時代」と「未来の創り手」との文節を活用した。ただし、新学習指導要領の宣揚が目的ではない。文節二つの間に「と」を入れ、「を結ぶ“モノとコト”の“情景”は」と付記するためである。2016年8月、文科省のホームページからダウンロードした「審議のまとめ」を開き、7頁にあるこのリード文を目にしたときは、構成する言葉(概念 concept)のつながり(文脈 context)から読み取る意味に強い共感を覚えた。だが同時に、官報に告示され、法的拘束力を持つとされる学習指導要領というより大きな文脈(social context)での位置付けとの関係が脳裏にうかび、戸惑いと違和感を禁じえなかった。

実はこの時期、明治図書の月刊誌『社会科教育』に、「未来社会につなぐ！現代社会の課題と社会科授業デザイン」と題して、2016年4月号から1年間の予定で、小さな連載を担当していた。指導要領改訂と並行していたため、上記リード文をテーマにした展開を構想した。しかし、残念ながら具体像を描くことができなかった。

学習指導要領の目的は、10年先までを射程において、日本国籍を有する全ての子どもたちを対象に、小中高等学校における教育と学習の内容、方法、評価の基準や規準を記載することである。しかも、全国どの学校でも使用可能な教科書に表現されることを想定して構成される。他方、「予測困難な時代」とは、先のことはわからないという意味であろう。「一人一人が未来の創り手となる」との条件は、「創」の漢字を用いて「一人一人」と限定している以上、学ぶ場(教室)や教材(教科書)は共通でも、

創る未来は子ども一人一人異なることが想定されている、と筆者(馬居)は理解した。その結果、創る先(時空)の状況(situation)が不確定であることを前提に、学習者の数だけ必要になるキャリア構想(デザイン)にリンクする可能性を持った社会科の教材=社会事象を見出すことができなかった。

だが、連載を重ねる過程で、視点を未来ではなく現在の予測困難性に移すことで、上記条件をクリア可能な社会制度があることに気付いた。日本で生活する人たちの誰もが生涯にわたるセーフティネットとして活用可能な公的保険制度(年金と健康保険)である。予測困難をもたらす社会事象の代表は職の変化だが、日本の公的保険制度では、職の違いによる選択肢は3種に限定される。他方、日本国が運営する公的制度として、国民一人一人が異なる人生を歩むことを前提に設計されている(はず)。

だがそれ故に、予測困難な変化への対応を迫られる制度として、新学習指導要領が求める社会科の教材とする価値も潜在するのでは、との希望を持った。その期待を込めて調査した結果のエッセンスを連載 11(2017 年 2 月号)で報告した。それから 1 年強を経て、より深めた調査の成果をもとに本節表題の文脈にそって考察を進めよう。なお、以下の考察では特に断りが無い限り、「平成 28 年公的年金加入状況等調査」(厚生労働省年金局 2018 年 5 月)によるデータを用いる。

(2) 3 種の公的年金被保険者の差異の位置づけ

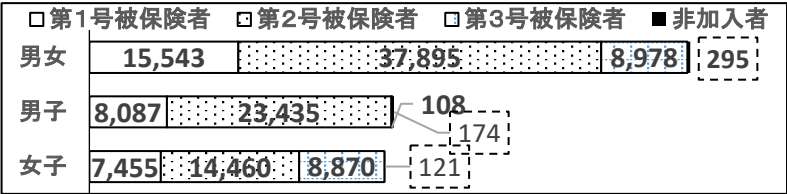


図 7-5-1 2016 年公的年金加入状況 20～59 歳 男女計・別人数(千人)



図 7-5-2 2016 年公的年金加入状況 20～59 歳 男女計・別割合(%)

図7-5-1と図7-5-2を見てほしい。2016年10月31日現在の20～59歳の公的年金加入者について、3種の被保険者（第1号、第2号、第3号）の人数と割合を、男女合計と男女別に示した図である。第1号被保険者（以下1号と略す）は男女ほぼ同数で、被保険者全体の4人に1人が加入している。第2号被保険者（以下2号と略す）は全体では6割だが男女差が顕著。男2343万5000人に対し女1446万人、男女比は5対3である。男性では74.1%と2号が7割を超えるが、女性は47.0%と半数に届かない。それに対し第3号被保険者（以下3号と略す）は被保険者全体では897万8千人、14.4%と少ないが、男性はわずか10万8千人で男性の0.3%だが、女性887万人は女性の28.8%である。実質的に女性を対象に設計された年金とみなせる。

日本の公的年金制度は国民全体を対象とするが、その選択肢に“性差（属性＝生まれながら差異）”による“偏り（bias）”が組み込まれた制度との疑問が出る人数配分である。そこで資料7-1として、厚生労働省ホームページのサイト「いっしょに検証！公的年金」(<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/> 2018年4月現在)での解説を基礎に年金用語一覧を作成した。一読いただきたい。

第1号被保険者：自営業者やパートなど、第2号被保険者や第3号被保険者になっていない20歳以上60歳未満の方（保険料全額本人負担）

第2号被保険者：民間サラリーマン・公務員など厚生年金加入者（保険料労使折半）

第3号被保険者：第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者。

国民年金にのみ加入する（保険料免除）

モデル世帯：所得代替率（受け取り始めるときの年金額が、その時点の現役世代の所得に対してどの程度の割合かを示すもの）の算出にあたりモデルとしている世帯。標準的なモデル世帯として平均的な男子賃金で40年間厚生年金に加入した夫と、40年間専業主婦の夫婦を想定。

国民年金（基礎年金）：

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人が加入する公的年金の制度。

一定の要件を満たせば、将来、基礎年金（1階部分）を受け取ることができる

厚生年金：会社などに勤務している人が加入する公的年金の制度。

一定の要件を満たせば、将来、基礎年金（1階部分）に加えて、厚生年金（2階部分）を受け取ることができる。

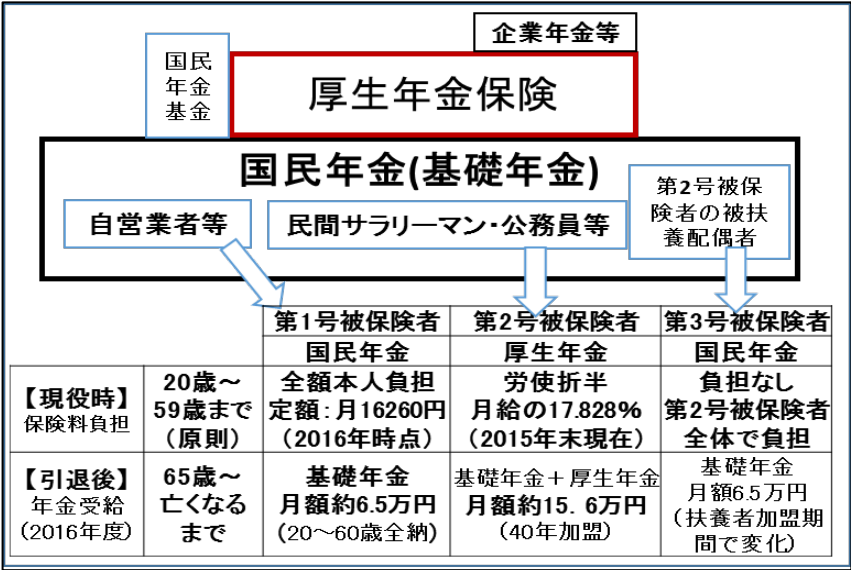
賦課方式：年金の財政方式のひとつで、年金支給のために必要な財源を、その時々々の現役世代の保険料収入から用意する方式。

資料7-1 公的年金制度を理解するための用語一覧

非常に単純化すれば、1号は自営業とパート、2号はサラリーマンと公務員、3号は

2号が扶養する（非就労・家事育児専従）配偶者である。年金制度に言い換えると、1号は国民年金、2号は厚生年金、3号は厚生年金加入者の被扶養者（20歳以上60歳未満の配偶者）の国民年金ということになる。日本の公的年金制度は、性差だけでなく、職種、結婚後の就業の有無によって大きく異なる（制限される、偏りがある）ことを前提に設計された制度である。しかも偏りはこれだけではない。資料7-2を見てほしい。情報源は資料7-1と同じ「いっしょに検証！公的年金」である。

まず上段のモデル図だが、1階が国民年金（基礎年金）で、「自営業者等」「民間サラリーマン・公務員等」「2号の被扶養配偶者」が被保険者である。2階は厚生年金保険と小さな国民年金基金、3階は企業が独自に設ける企業年金等が置かれる。3階建てと称される年金の仕組みだが、国民年金の基本は1階のみ、3階までであるのは厚生年金の一部（大企業！）であることを確認しておく。



資料7-2 公的年金制度（2階立て）+企業年金等（3階）の仕組み

次に1階の国民年金（基礎年金）を構成する3種の被保険者それぞれから下段に向けて出る矢印の行先に注目してほしい。資料7-1にも記してあるように、自営業者等は1号、民間サラリーマン・公務員等は2号、2号の被扶養配偶者は3号に向かうが、重要なのは保険料負担と年金受給の相違点である。

まず1号の年金負担である保険料は、本人が定額を全額負担する。2016年時点で月

16260 円、2018 年度は 16340 円である。また、1 号の年金受給額は基礎年金のみの月額約 6 万 5 千円であるが、20～60 歳全納とある。40 年間払い続けることが条件で、その年数が減れば受給額も減るとの意味である。

2 号が負担する保険料は労使折半で、金額は 2015 年末時点で月給の 17.828%である（2018 年度から 18.3%に固定）。さらに、年金受給額は基礎年金+厚生年金により、月額約 15 万 6 千円（平均収入で異なる）だが、やはり 40 年加盟の但し書きがある。

3 号は本人ではなく 2 号全体で負担とある。年金受給額は 1 号と同じ約 6 万 5 千円だが扶養期間で異なる。

このような 1 号、2 号、3 号の負担と受給の差は、“偏り”との批判が生じてもおかしくない大きさだが、すべて厚生労働省の担当部局が作成したサイトにある記述。違法ではない。その理由は、1 号、2 号、3 号の差は“偏り”ではなく戦後日本社会が求めた職や家族のあり方に適合する“差異”だからである。

改めて資料 7-1 の「モデル世帯」の記述を確認してほしい。「平均的な男子賃金で 40 年間厚生年金に加入した夫と、40 年間専業主婦の夫婦を想定」とある。わかりやすく言えば、「サラリーマンの夫と専業主婦の妻」である。これに子ども二人を加えると戦後家族（日本版近代家族）になる。戦後の混乱期を経て、1960 年代から 70 年代の高度経済成長期に全国から大都市に移動した若者の夢は、毎月定額の給与（モノ）で家族を養う夫の役割（コト）、家事一切（モノ）を引き受けて夫を支え子ども二人を育てる妻の役割（コト）、電化と施錠が可能な団地の 2DK（モノ）での生活（コト）というマイホーム（ヒト、モノ、コトの融合）を“創る”ことであった。この家族の“創り手”となる一組の男女の退職後の人生の保証を優先課題に公的年金制度は“創”られた。先に整理した 1 号、2 号、3 号の差異は“偏り”ではなく被雇用者となった男女（ヒト）が求めるモノとコトの「夢」の“情景”を形にしたものと位置付けられよう。

しかし、このような戦後家族の“夢のあと”として見えてきた“虚実と功罪”の“情景”を複数の視点から読み解くのが、第Ⅰ部と第Ⅱ部の作業であった。何よりも、現在から近未来へと深まる日本の人口減少は、戦後家族の拡大とともに始まったとの社会的事実（モノ）を実証データ（コト）で開示することが、本書の目的の一つである。

そのわかりやすい証拠（evidence：モノとコトの組み合わせ）が、公的保険制度設計時に想定した被保険者のモデル世帯の縮小だが、国民年金も含めた被保険者を 3 種に分ける家族と職業の組み合わせ方の“モデル全ての流動化”（情景）の可否をも問うべきであろう。改めて、そのエビデンスを「平成 28 年公的年金加入状況等調査」に求めながら、日本の公的年金制度のゆらぎ（彷徨）を辿ってみよう。

2) “制度(モノ)”の“揺らぎ(コト)”に可能性の“芽を見出す目(ヒト)”を

(1) 彷徨する公的年金制度の先に何が？

図 7-6 をみてほしい。1 号、2 号、3 号それぞれの男女合計と男女別の就業状況の割合を示す図である。この図から、年金の被験者を 3 種にわけける基準とモデル世帯の現状を確認してみよう。

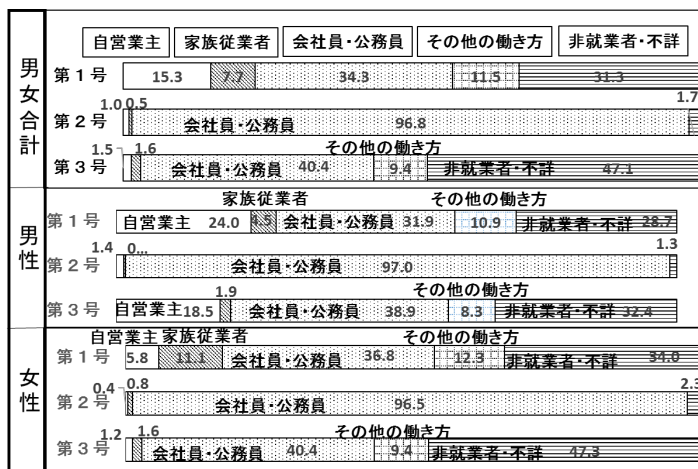


図 7-6 1 号、2 号、3 号の男女合計と男女別の就業状況の割合

たとえば 1 号では、男女合計を見ると、自営業は家族従業者も含めて 23%だが、会社員・公務員は 34.3%と多い。男女別では男性の自営業主は家族従事者と合わせて 28.5%、会社員・公務員は 31.9%。他方、女性の自営業主は 5.6%と少なく、家族従業者 11.1%とあわせても会社員・公務員 36.8%との差は男性より大きい。自営業の夫婦という 1 号のモデル世帯は少数派とみなさざるをえない。

2 号はどうか。男女合計と男女別ともに会社員・公務員が 96%を超える。この数値だけなら制度設計とのズレはない。だが 3 号との対比で異なる視点が必要になる。図 7-1 に示すように、3 号男性は少数のため、3 号女性の就業状況に焦点を絞ると、自営業主 1.2%、家族従業者 1.6%、会社員・公務員 40.4%、その他の働き方 9.4%、合わせて 52.6%が職に就く。非就業者は不詳とあわせて 47.3%である。

この数値に従えば、「2 号に扶養される 20 歳以上 60 歳未満の配偶者」との制度設計上の条件（定義）に適合する 3 号は少数派になる。そうすると扶養する側の 2 号との

関係が問題になる。年金の1階に置かれた3号の国民年金を負担する2号が問題になるからである。そこで改めて図7-5-1の2号男女と3号女性の人数を確認しよう。

2号男性	2343万5千人	2号女性	1446万人
3号男性	10万8千人	3号女性	887万人

本来の制度設計上では2号は男性サラリーマン、3号はその妻の専業主婦である。しかし、2016年10月31日時点での単純計算では、2号男性から3号女性を引いた男性1456万5千人と2号女性から3号男性を引いた女性1435万2千人が、自分の配偶者ではない3号男女897万8千人の国民年金の保険料を負担することになる。

不合理はこれで終わらない。3号の多数派は主婦専業ではなく職に就く女性である。これをどのように理解すればよいのか。給与額からその特性を判断してみよう。

1号、2号、3号の基本給（月額）の分布を示す図7-7を見てほしい。

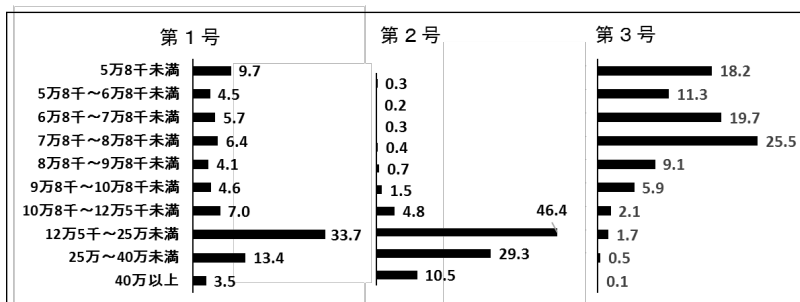


図7-7 各号被保険者の月額基本給分布

1号は最低の5万8千円未満が9.7%、次の5万8千円～6万8千円未満から10万8千円～12万5千円未満まで4.5%から7%までの間で推移し、合わせて42.0%が給与12万5千円未満である。他方、12万5千円～25万円未満が33.7%、25万円～40万円未満が13.4%、40万円以上が3.5%で、合わせると50.6%。12万5千円の未満と以上の間に1号保険者を二分する基準(制度)の存在を示唆する数値である。

さらに、グラフの形状から、2号も同様の境目を想定できるが、1号と異なり、12万5千円未満は8.2%と非常に少ない。それに対して、3号は10万8千円が境になるグラフの形状だが、1号や2号と異なり、10万8千円以上は4.4%と非常に少ない。

なぜこのような差が生じるのか。法制度の基準に用いられる年収を疑似的に想定するため、基本給の12掛けで作成した男女別分布図の表7-4をみてほしい。まず1号では12掛けで300万円以上になる25万円以上は16.9%と少数。自営よりパートに近い年収が多数派である。さらに男女別数値から女性1号の厳しい情景が見えてくる。

男性の基本給 12 掛け 300 万円以上は 29.1%だが女性は 5.3%。逆に 103 万円以下では、男性 14.8%に対し女性は 37.1%。1 号にも性差による差異は大きい。だが男性も 300 万円未満が 63.2%と多数派。しかも 150 万円以下は 4 人に 1 人の 24%。豊かとはいえない。なぜか。通常、自営業の正確な収入の把握は困難とされる。だが、図 7-6 で確認した様に、1 号女性の自営は家族従業者も含めて 16.9%だが、会社員・公務員は 36.8%と 2 倍以上。男性も自営 24.0%と家族従業員合 4.5%を合わせた 28.5%より、会社員・公務員 31.9%が多い。やはり理解に戸惑う数値である。

収 入		第 1 号		第 2 号		第 3 号	
基本給 (月額)	基本給 (月額) × 12ヶ月	男性	女性	男性	女性	男性	女性
5万8千円未満	69万6千円未満	6.3	12.9	0.2	0.6	2.4	18.3
5万8千円～6万8千円未満	69万6千円～81万6千円未満	2.9	6.0	0.1	0.4	7.1	11.4
6万8千円～7万8千円未満	81万6千円～93万6千円未満	2.9	8.4	0.2	0.5	0.0	19.9
7万8千円～8万8千円未満	93万6千円～105万6千円未満	2.7	9.8	0.2	0.8	2.4	25.8
所得税がかかる103万円の壁 小計		14.8	37.1	0.7	2.1	11.9	75.4
8万8千円～9万8千円未満	105万6千円～117万6千円未満	1.5	6.4	0.4	1.4	2.4	9.2
9万8千円～10万8千円未満	117万6千円～129万6千円未満	3.0	6.2	0.6	2.8	4.8	5.9
社会保障の扶養控除から外れる130万円の壁 小計		19.3	49.8	1.7	6.3	19.0	90.5
10万8千円～12万5千円未満	129万6千円～150万円未満	4.7	9.2	2.1	9.1	7.1	2.1
12万5千円～25万円未満	150万円～300万円未満	39.2	28.6	39.3	58.1	26.2	1.5
25万円～40万円未満	300万円～480万円未満	22.7	4.6	36.3	17.9	21.4	0.2
40万円以上	480万円以上	6.4	0.7	15.2	2.8	11.9	
不詳	不詳	7.8	7.1	5.4	5.8	11.9	5.7

表 7-4 男女別各号被保険者の年収想定分布

1 号は会社員・公務員でも、年金と同様に、保険料は労使折半ではなく全額負担である。そのため、正規、非正規を問わず保険料が被雇用側のみの負担になる個人事業主としての契約なのか。あるいは、時給や日給など日や時間単位が基本で、社会保障費が伴わないパート、臨時、日雇いなどの職を想定すべきか。いずれにせよ、基本給 12 掛け 150 万円以下の女性 59%、男性 24%は低収入に変わりない。

ただし、この基本給の数値がそのまま貧困層の割合を示すわけでは、2 号と 3 号の関係と異なり、1 号の給与とは世帯の総収入ではない。だが、離婚、事故、病気、失業、未婚と何らかの理由で女性 (母親) のみで子育てをしなければならなくなったときに、非常に高い確率で最貧層に陥る可能性を示唆する数値 (社会制度) である。

もう一つ、1 号の現状から想定される不合理を指摘しよう。2 号や 3 号と異なり、1

号は定年のない自営業も含めて、一定の年齢で職を辞して年金暮らしを、との生活設計は難しいことである。年金受給開始は2号や3号と同じ60歳だが、基礎年金としての国民年金のみのため、満額（40年間納付）でも6万5千円前後。夫婦二人（2倍の13万円前後）なら節約で耐えられても、单身になれば生活保護費受給対象になる。1号には高齢期における生活保障の費用（役割・機能）は制度設計に組み込まれていない。この不合理は、上記の2号と3号の間に生じる不合理な事象（制度設計時の想定外）とその根を共有する。改めて、3号被保険者の就業の根から掘り起こそう。

（2）不合理の根はどこに

表7-4の女性3号93万6千円～105万6千円未満の次に「所得税がかかる103万円の壁 小計」の欄を設けた。そこで女性3号の小計を見ると75.4%。さらに、117万6千円～129万6千円未満の次にも「社会保障の扶養控除から外れる130万円の壁 小計」の欄を設けた。103万の壁と同様に、女性3号の小計を見ると90.5%である。

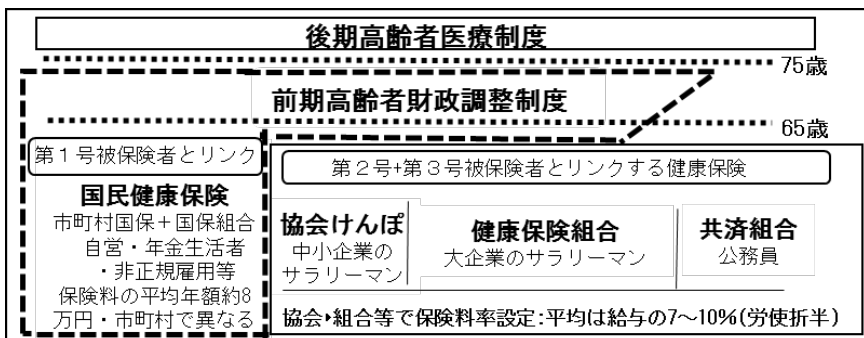
年収103万円を超えると所得税がかかり、年収130万円を超えると夫の被付扶養配偶者の“身分？”から1号か2号の被保険者に移行して保険料を払わなければならない。その意味で、130万円以上と答えた女性3号3.8%は実は3号の資格を失うが、ここでの考察の対象は130万の壁を超えない3号女性90.5%の国民年金保険料の負担者。答えは資料7-2で確認したように、3号のパートナーである2号だけではなく、すべての2号である。世帯をともにしない（恩恵を得ることができない）見知らぬ3号を未婚もしくは共働きの2号男女が負担する。不合理はこれだけではない。

図7-5-1と7-5-2を再度確認してほしい。男性2号は基本給12掛け額300万円以上が51.5%だが、女性2号は20.7%と少ない。女性150万円～300万円未満58.1%、129万6千円～150万円未満9.1%、あわせて67.2%が所得税と社会保険料を納めるが、基本給12掛け300万円未満のコーホートにいる。

他方、3号では90.5%が130万未満の収入だが、それはパートナーの2号の収入の加算が前提の就業である。2号と3号を合わせた世帯収入は独身男女とりわけ女性2号より多くなる可能性大である。自分より世帯収入の多い世帯の3号の保険料を払う役割を強いられる女性2号が生まれる（ている）ことをどのように考えるか。

実は不合理はまだ続く。公的な年金制度と医療保険の関係を図示した資料7-3をみてほしい。65歳の破線の下が「第1号被保険者とリンク」する「国民健康保険」と「第2号+第3号被保険者とリンクする健康保険」にわかれる。保険料について前者は「保険料の平均年額約8万円・市町村で異なる」、後者は「協会、組合等で保険料率設定：

平均は給与の7～10%（労使折半）」とある。いずれも年金と同じで、1号は市町村が決める額を自己負担、2号は給与の定率で労使折半、3号は2号の配偶者として2号全体で負担する。3号の国民年金と同様の不合理が、被扶養配偶者がいない男女2号、とりわけ女性に強いられる。



資料 7-3 公的な年金制度と医療保険の関係

さらに、より深刻な不合理を指摘しなければならない。103 万の壁とされる所得税は、年収 103 万円を超えると労使双方にかかる税である。年収 103 万円以内の仕事であれば、雇用側も税を免除される。130 万の壁は、年金と健康保険を合わせた社会保障のための保険料の負担が雇用側に生じることを意味する。したがって、多くの企業では、税と保険料がともに免除される 103 万円の範囲での仕事の組み合わせで就業設計を行うことになる。特に、販売、福祉、飲食などの人的サービスが中心の中小のサービス業の事業所にとって、税と保険が課せられない範囲でのパート職の割合が高い。その結果、主婦の家計補助への税控除を名目に制度化された 103 万と 130 万の壁は、女性の就労の選択肢を制限する制度に転換する。

3号被保険者の就労（給与）へのこのような制限が、専業主婦の家計補助の行為（内助の功）に報いる（非課税）ことを目的（大義名分）に設置されたとしても、事業者側がコスト削減の目的（税・保険料負担忌避）で活用すればどうなるか。一定収入確保のために、複数の事業所の職を掛け持つ1号被保険者が生まれることになる。

倒産、業種替え、リストラ、職種・職場不適合、事故、病気、家族の事情などで、2号の職から離れることを余儀なくされる就業者は少なくない。その結果、未来の年金ではなく、いま必要な健康保険証を得るために、2号ではなく1号での職を選択せざるをえなくなる。しかも生活可能な額を得るには複数の職場を掛け持つことも。それが、図7-7と表7-4の月額12万5千円未満、12掛け150万円未満の女性1号59%、

男性1号24%の理由でないことを願いたい。

(3) “制度(モノ)”の“揺らぎ(コト)”に新たな可能性を

日本の公的医療制度は、上述した様に公的年金制度とリンクする。被雇用者の男性(サラリーマン)と被扶養配偶者の妻(専業主婦)と子ども二人の在職時の健康と退職後の夫婦の生活を一体として保障するためである。その結果、この家族像から外れる男女の増加とともに、不利益を被る層が増えていることを明らかにした。

しかし、この作業の目的は年金破たんの論議に供することではない。どのような制度も時の経過とともに設計時の想定と異なる状況によって修正が求められる。まして年金制度は人の一生と複数の世代を超える尺度での判断が必要になる。本節で開示してきた公的社会保障の不合理性は、全て厚生労働省の担当部局による調査結果とサイトでの説明に基づく考察である。その意味で日本の公的機関の変化対応力と修正力への信頼を前提に課題の提示を意図したものである。問題ではなく不合理との言葉(概念・定義)を使用する理由でもある。この言葉の概念(定義)に、現行の制度が有利な社会層や社会集団と不利な社会層や社会集団が併存し、時間の経過や社会状況の変化で有利不利の関係が変化流動することを含めるためでもある。複数の社会層の利害とその社会層を構成する個々人に与えられた時間を超える社会制度(下位システム)の変動・解体は、社会全体(上位システム)の変動・解体に波及する危険性を避けないからである。いいかえれば、短絡的なスクラップ&ビルドの論議は、意図せざる(責任を取りえない)被害者を大量に生み出すからである。

しかし他方で、このことは、まさにアリの一穴で、どのような強固な社会制度も、小さな不合理への対処を間違うことで、その制度によって維持される社会のシステム全体が機能不全に追い込まれる可能性があることを意味する。本節で考察した年金と健康保険の公的保障制度に生じる不合理はどのレベルのものか。部分修正で対処可能な範囲か。社会システム全体の組み替えにも及ぶ改編(変)を必要とするものか。その答えは、第7章の二つの節につけた次の言葉で明快であろう。

- ◇「予測困難な時代」と「未来の創り手」を結ぶ“モノとコト”の“情景”を
- ◇“制度(モノ)”の“揺らぎ(コト)”に可能性の“芽を見出す目(ヒト)”

社会システム全体の組み替えが必要だが、あくまで平時の改編の道を選ぶしかない。その可否と成否の分かれ目は、部分修正のスタートの中から実質的に改編を改変に結ぶ“可能性の芽”を見出せるかどうか。その視座から手掛かりとなるデータを二種紹

介しておきたい。ともに「男女共同参画白書 平成 29 年版」に掲載された図である。

その一つは、図 7-8 と表 7-5。1980 年から 2016 年にかけての「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」（以下、「妻無業」と略す）と「雇用者の共働き世帯」（以下、「共働き」と略す）の実数の変化を折れ線グラフで示した図と各年の数値の一覧表である。

まず、図 7-8 の起点となる 1980 年の「妻無業」は 1114 万世帯、「共働き」は 614 万世帯。両者の開きは大きく、「妻無業」は「共働き」の 1.8 倍である。1980 年は 1947～9 年生まれの団塊の世代が 30 代前半にいた。彼ら彼女らが創るニューファミリーが公的年金制度のモデル世帯の合理性を証明するデータ（エビデンス）と思えた。

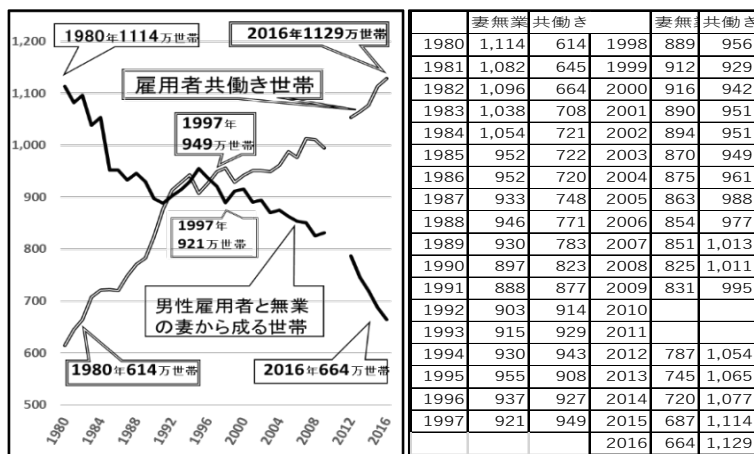


図 7-8 共働き等世帯数の推移図

表 7-5 共働き等世帯数の推移表

がしかし、17 年後の 1997 年に「妻無業」が 921 万世帯に減り、「共働き」が 949 万世帯に増えてからは、「共働き」増と「妻無業」減が進行。わずか 19 年後の 2016 年には、「妻無業」が 664 万世帯に減少したのに対し、「共働き」はその 1.7 倍の 1129 万世帯にまで増加し、36 年前の 1980 年での位置が上下入れ替わる。その 2016 年に、団塊の世代は全て年金受給者になる 60 代後半（老年人口）に並んだ。この 36 年という時間は、団塊の世代が年金のモデル世帯である「妻無業」のニューファミリーで子どもを育て、その子たちが成人して出会ったパートナーと「共働き」で家族を創る時間と重なることになる。これをどのように理解すればよいか。

単純に妻も働く世帯が増えた、との事実認識に留めるべきか。「共」に注目し、家族を創る男女が“対等に働く”ことで生じる課題を問うべきか。どちらにせよ、夫と妻が互いの生まれ育った「妻無業」が多数派の家族との関係も含めて、「共働き」が多数

派の家族を形成する過程での変化（課題の生起）の可能性を問い直してみよう。

まずは、食事・清掃・洗濯などの家事、受胎・出産・保育・教育などの子どもにかかわる諸事、生まれ育った家族も含めた構成員の健康管理や看護と介護、日々の生活費から電気・水道・ガス・通信などの公共料金も含めた家計の管理、家電製品から自転車・自動車・住居などの大型商品の購入・補修などなど、日常生活の繰り返しに必要なモノとコトがどれだけ「共働き」であるかが問われよう。さらに、「共働き」をするそれぞれの職場での仕事の仕方、子どもの保育施設や学校教育との関係、昼間不在になる居住地（地域社会）での人間関係や慣習と結ぶ共同・協同・協働の作業への関わり方も「共働き」によって生ずる変化と課題のリストに追加されるであろう。

「妻無業」の三文字には、一人の女性が家族と居住地にかかわる諸事一切を引き受け管理することで維持されてきた無給の仕事（アンペイドワーク）の全てが含まれている。「共働き」の三文字によって、その全てに「共」の字を冠することができるかどうかと問われることになる。さらに、家族内諸事だけでなく、家族構成員それぞれが関わる社会制度との関係への対処においても、「共」の適用の可否が問われよう。

社会（システム）の全体像を同心円の広がりによって描くときに起点となるのが家族である。どんなに堅固な堤防でも、蟻が掘って空けた小さな穴から崩落が始まるように、「妻無業」と「共働き」の位置の入れ替わりは、社会システム全体の改編と改変に広がる可能性を否定できない。その意味で、上記の問いの全てに「共」の冠は必要である、はずだが・・・日本の“いま、ここで”のエビデンスはどのようなか？

（４）希望の芽を見出し、育むために

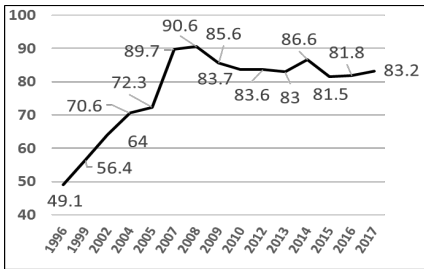


図 7-9 女性の育児休業取得率の推移図

	女性	男性	2009	85.6	1.72
1996	49.1	0.12	2010	83.7	1.38
1999	56.4	0.42	2012	83.6	1.89
2002	64	0.33	2013	83	2.03
2004	70.6	0.56	2014	86.6	2.3
2005	72.3	0.5	2015	81.5	2.65
2007	89.7	1.56	2016	81.8	3.16
2008	90.6	1.23	2017	83.2	5.14

表 7-6 男女の育児休業取得率の推移表

日本の現状を象徴するデータを紹介しよう。“女性の育児休業取得率の推移”を折れ線グラフにした図 7-9、“男性の育児休業取得率も加えての推移の数値一覧”が表 7-6、より広く“第1子を出産する前後の既婚女性の就業経歴”を棒グラフで示す図 7-10 で

ある。これが「改編を改変に結ぶ可能性の芽」となる二つ目のデータである。

まず、図 7-9 から、1996 年 49.1%であった女性の育児休業取得率が 2000 年代に入ってほぼ 80%以上で安定してくる、と理解できる。「共働き」に伴う家事一切の「共働き」とは別に、職場での女性の出産・育児に関する制度改編の進行を証するデータ（エビデンス）に思える。だが、図 7-10 と重ねると全く異なる情景が見えてくる。

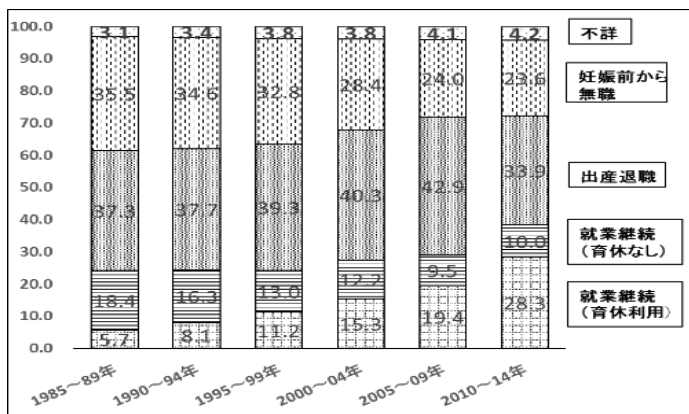


図 7-10 子供の出生年別第 1 子出産前後の妻の就業経歴

図 7-10 は、国立社会保障・人口問題研究所による「第 15 回出生動向基本調査報告書(2017 年 3 月)」から得たデータによる作図だが、同報告書には「対象は第 11 回、第 13 回、第 14 回、第 15 回調査における結婚後 15 年未満の初婚どうしの夫婦（客体数 13,893）。就業変化は、妻の結婚前と結婚直後の従業上の地位の変化を見たもの」とある。そこで第 11 回調査(1985 年～89 年)から第 15 回調査(2010～2014 年)への変化を確認すると、「不詳」3.1%→4.2%は別として、「結婚前から無職」は 35.5%から 23.6%に、「出産退職」も 37.3%→33.9%に減少。さらに「修行継続 (育休なし)」18.4%→10.0%も減少するが、「就業継続 (育休利用)」は 5.7%→28.3%と増加する。

その結果、「育休なし」をあわせた「就業継続」は 24.1%から 38.3%に増加している。このような各項目の数値の増減から、「共働き世帯」の増加に応じた就業の場における変化を確認できる、だがここでも、「結婚前から無職」と「出産退職」を合わせた数値は 2010～2014 年の時点で 57.5%と、今なお過半数を超える。出産を契機に再び「妻無業」が「共働き」より多くなる数値である。職場ではなく家族内での子育ての世界における“共”が問われる数値とみるべきか？

この問いへの考察は次章に譲り、ここでは図 7-9 の育児休業取得率 80%台との差に

注目したい。図7-10では、「就業継続（育休利用）」は1985年～89年の5.7%から25年を経た2010～2014年でも28.3%と低い。二つの調査は厳密な統計処理をへた調査結果にもかかわらず80%以上と30%未満と全く異なるのはなぜか。基礎となる数値の母集団が二重に異なるからである。

図7-9は厚生労働省による「平成28年度雇用均等基本調査」に基づくが、この調査の母集団について同報告書には「常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうちから産業・規模別に層化して抽出した6092事業所、有効回答数4213事業所 有効回答率69.2%」とある。また育児休業取得率は、「調査前年度1年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数」（※2011年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間）を分母において、「出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数」を割ることで得た数値であることを統計学上の計算式とともに明記されている。

わかり易く言い換えると、調査全体の分母は国内の民間事業所から統計学の手順で選んだ6092事業所。そこから調査に正しく答えてくれた4213事業所において働く女性のなかで、調査対象期間（1年間）に出産した女性が育児休業取得率の計算する分母。その中で育児休業をとっている女性とする予定の女性の割合が、図7-9の折れ線グラフで示す育児休業取得率である。

他方、図7-10は、国勢調査の方法を活用して選んだ全国900地区で生活する全世帯において、18歳以上50歳未満で結婚している女性が調査全体の分母になる。さらに調査結果の集計時に、結婚してから15年未満で、互いに初婚の夫婦（13,893組）の回答から取り出した、一人目の子どもを出産した女性（妻）が、「就業継続（育休利用）」の割合を計算する分母である。

したがって、図7-10は、結婚後15年未満の初婚夫婦と第1子との制限はあるが、就業の有無の制限はない。他方、図7-9には、年齢や結婚歴や出生順の制限はないが、いつも5人以上働く民間の事業所の職員対象の調査なので、働いていない女性、働いていても4人以下の事業所、自営業、公務員は分母に入っていない。

このような調査の対象と方法の相違をふまえて、図7-9の結果を図7-10の2010年～14年に重ねると、「就業継続（育休なし）」10.0%と「就業継続（育休利用）」28.3%をあわせた38.3%が育児休業率計算の分母になり、 $28.3\% \div 38.3\% \times 100 \approx 73.9\%$ が図7-9に重ねた計算式による育休利用率になる。調査条件の相違を考慮すれば、図7-9の80%台の近似値と認証可能な範囲と判断したい。

しかし同時に、図7-9女性の育児休業取得率80%以上とは、出産しても働くことが

でき、育児休業も実際に取ることができる民間の事業所での取得率であって、結婚、受胎、出産を理由に退社した女性は含まれていない。図 7-10 の数値から読み替えると、年齢、初婚、第1子の制限のもとではあるが、日本社会において、調査期間（2010年～14年）に出産した女性全てのなかで、出産後も働き続ける女性は38.3%、育児休業を利用できた女性は28.3%（にすぎない）との理解が可能な調査結果である。

繰り返しになるが、一人目を出産した初婚夫婦の妻の23.6%は無業、33.9%は出産とともに退職、あわせて出産した女性の57.5%とほぼ半数以上の世帯が「共働き」ではない。より子育ての負担がかかる第2子、第3子になれば、「妻無業」の割合が増えることになる。いかえれば、育児休業取得可能な就業の場合は、大目に見て38.3%しかなく、その範囲での民間事業所での取得率が図7-9の数値である。

以上の考察の結果は、図7-8の「共働き」と「妻無業」のグラフ位置の入れ替えと一見矛盾するが、公的年金制度における3号被保険者の103万円と130万円の壁の範囲での就業率の高さを思い出してほしい。女性の1号被保険者の「会社員・公務員」や「その他の働き方」の割合を確認してほしい。図7-10の無業妻過半数以上も、子どもの成長に伴う出費の増加を補うために、夫が2号被保険者であれば、3号被保険者の範囲で、1号の夫であれば、可能なら2号、無理なら1号で職に就く選択肢が待つ。さらに、父親になる男性に収入を得ることができない事情が生じれば、シングルで子育てする女性と同様に、複数の職をかけもつ可能性が出てくる。

図7-8での「妻無業」と「共働き」の位置は入れ替わったが、残念ながら家族内諸事だけでなく、職の場においても「共」の概念を用いるハードルはいまだ高いといえよう。だが希望がないわけではない。フルタイムであれ、パートタイムであれ、家事ではなく仕事に自己を表現する場を得ている女性は、まちがいなく多数派である。しかも就業率は年齢の境を超えて広がっている。図7-11と表7-7をみてほしい。

日本の女性の5歳年齢階級別の労働力の特性であるM字曲線（結婚・出産で離職、子どもの成長とともに再就職するために生じる20歳代後半から30歳代にかけて生じるM字型のくぼみ）が確実に浅くなり、80%に届こうとする高さの台形を形成しつつあります。さらに新たな特徴は高い労働力率が年齢の壁を越えて広がっていることである。表7-7の2017年を見てほしい。70%以上が50代後半まで続き、60～64歳でも54.9%と多数派、65～69歳でも35%の労働力率。2017年の60代後半とは団塊の世代の女性。年金のモデル世帯となる専業主婦（妻無業）率の最も高い世代として、家事・育児の全ての責任と夫を支えることを人生の目的に置くことができた最後の世代であったはず。だが、その3人に1人が65歳以上になった今も働いている。

さらに、図 7-12 を見てほしい。2016 年の未婚女性と結婚をしている女性の年齢階級別労働力率の推移を示した図と数値の一覧表である。

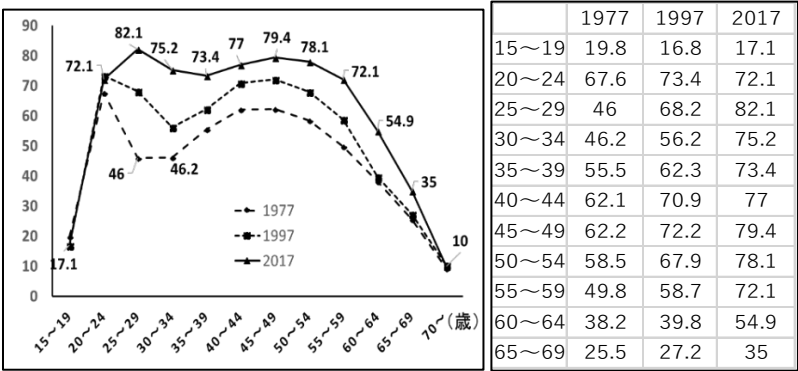


図 7-11 女性の年齢階級別労働力率の推移図 表 7-7 女性の年齢階級別労働力率の推移表

2016 年の 20 代後半から 30 代前半の女性労働力率は 90%を超え、その後も 40 代まで 80%台をキープする。さらに 50 代前半 77.8%。後半 61.5%と下降はするが高い

労働力を維持する。図 7-11 で確認した 2017 年での女性の労働力率を少しずつ上回る数値であることから、未婚女性の労働力率は男性と同様の台形に

既婚女性はどうか。20 代前半 54.5%を底に 20 代後半で 64.9%に増加、その後 30 代前半に 62.7%と少し下がるが、30 代後半 65.5%、40 代前半 71.5%、40 代後半 75.8%と増加し、50 代前半で 74.9%と未婚女性とほぼ重なる労働力率になる。図 7-11 で確認した M 字の窪みの浅さと年齢の壁を超える労働力率の高さの背景といえよう。

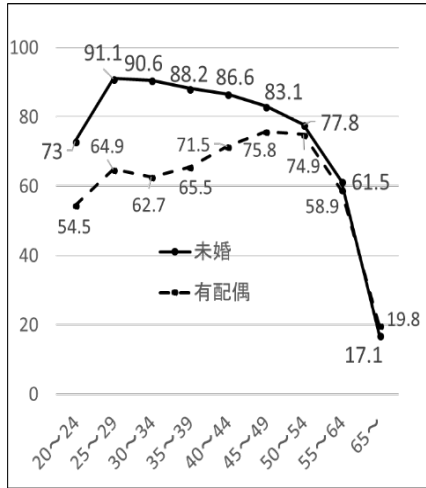


図 7-12 配偶関係・年齢階級別女性の労働力率の推移図 (2016 年)

なお、図 7-12 では、高齢者は 65 歳以上にまもられている。そのため、図 7-11 にある 65～69 歳の労働力率の高さを確認できないが、団塊の世代以上の女性の未婚率の低さから、65 歳以上の未婚 19.8%、有配偶者 17.1%は、ともに低い数値ではない

と判断する。

このように、図 7-11 と 7-12 から、入れ替わった「妻無業」と「共働き」の実相に迫る女性の就業率の高さのリアルな情景を読み取ることができる。その代表が、女性の就労の多くがパート職であり、フルタイムであっても非正規職が多数派であること。その背景に、出産後の育児休業取得の実質上の困難さがあること。さらにそのまた背景に、イコールパートナーとしての男女の“共働き”に適合する就業状況を構築すべき法制度に不備があること。そして、より重要な作業として、この状況を受容・容認・要請する職場内と家族内の諸事全てにおける“共働き”浸透度の低さの検証の必要性を指摘しておきたい。この点については次章にて考察に進めたい。

以上のことから、「共働き」の世帯（家族）が多数派になっても、先に考察した公的年金制度の不合理性は解消されていないとみなさざるをえない。むしろ、モデル世帯を典型に、農業（1 次産業）中心を工業（2 次産業）中心に改変するために制度設計した公的年金保障の制度が広義のサービス業（三次産業）中心の社会に移行する過程で生じた社会的要請（短期・単純・安価な労働力の確保）に応えるための修正作業の結果とみなしたい。その意味で、就労する 3 号被保険者、会社員の 1 号被保険者、被扶養家族のいない単身の 2 号被保険者、6 割が出産を前にして職をはなれ、育児休業制度活用者は 3 割弱との現実、制度設計の不備ではなく、変化する社会的要請に応えるために修正に修正を重ねた結果ともみなせる。

しかし、人口減少時代が要請する労働力の外的基準と内的規範は、性差と年齢差のハードルを質（希少性と付加価値の高さ）と量（日と国の時空の枠を超える）の双方で取り去り、個々人の好み（適正）と個性（資質）と遂行力（能力）を総合する領域に根差すものと理解する。この点については、次章の人口減少下の学校教育の課題として考察する。ここではその前提となる“希望の芽”の可能性を述べておきたい。

それは未婚と既婚を問わず 8 割近い女性が職に就く経験をしている社会的事実である。本章で考察を試みた人口減少時代が求める再定義の課題としての高齢者と女性の就業化は、実はすでに進行中である。特に 65 歳以上の団塊の世代の女性の 3 人に 1 人が就業している社会的価値の高さを強調しておきたい。この世代は、前節のコラムで述べたように、最後の皆婚世代として、家事・育児の経験知と職のルール類似性と相違性を立て分ける世知を獲得し、居住地での多種多様かつ理不尽なヒト、モノ、コトとのコミュニケーション能力を内在化（齢を重ねる過程で）できた最後の女性の世代だからである。この求めずして培った資質・能力は、自らの老いへの準備を大義名分に、既存制度の組み替えを担う非常に重要かつ困難な役割を果たす力になろう。

もう一つの希望が3号被保険者である。本節前項で考察したように、3号は2号被保険者の被扶養配偶者として、主婦専業が本来の分類概念だが、実は就業者が多数派を占める。家計の補助を目的に、法が定めた枠を活用して職に就いたとしても、夫の姓や子どもの母ではなく、自分の名前での行為によって評価（報酬）を得る経験の蓄積、あるいは血縁や地縁とは異なる人との間（あいだ）に日々生まれる言葉の豊かさ、厳しさ、苛立ち、理不尽さ、そして、夫や子どもを介（鏡に）した自己像とは異なる自分を見出す楽しさと怖さ。これらは3号被保険者として生きる自分を支えるしくみの不合理さを見つめる自分を創る契機に転換可能であろう。

3号の設定は、自分の家族も含めて今を生きる男女の日々に不都合であること、103万と130万の壁が法の趣旨とは異なる不合理な機能を担い、シングルでの出産・育児を選択する女性に強い理不尽を誘引すること、その母として生きる女性に課される税と保険料が、巡り巡って3号の保険料に組み込まれること。このような家事専業ではみえにくい不合理性に向き合う心の鍛えと理解の深さを培う契機に、家族の外での自己実現の場が活かされることを期待したい。

これらの重なりから、今を創ってきたヒト、モノ、コトの利害得失、虚実皮膜に分け入って、少しの負担が多くの益を多数の人たちに分けることになる仕組みの再構築が、喫緊の課題になる。その担い手として、3号被保険者の立場で、家族内の諸事に加えて、社会的活動と職の場を往復する女性、とりわけ団塊の女性に蓄えられた柔軟かつ多様な力量に、本章1節のコラムと同様に、大きな“希望”を見出したい。このことを記して、三つ目の課題である「国の境の内と外を隔てる制度と文化（ヒト、モノ、コト）の再定義」の考察に進みたい。

（馬居政幸）

本節での考察において、八洲学園大学での私の講義を受講された山本直子さんに、ご自身の経験に裏付けられた数多くの貴重なアドバイスをいただきました。そのため、男女を問わず、様々な事情で離職したあとの再就職の道の険しさについて、「貧困の構図」との表題により、Columnの執筆を依頼しました。本章1と2での考察の証左となる貴重かつ重いエビデンスです。一読ください。

貧困の構図

数年前から耳にしていた「貧困女子」という言葉。なんとなく聞き流していたが、気が付くといつの間にか自分自身にも当てはまっている。そこで、自身の経験をもとに、貧困に陥る構図を考えてみた。

まず、自身の現在の生活スタイルであるが、実家暮らしの独身者である。以前は公共図書館に勤務し、徴収される税金すら意識せず暮らしていたのであるが、交通事故の後遺症をきっかけに退職、5年ほどのブランクを経て非正規雇用労働者となった。現在は司書資格を活かし、学校司書として年間123日間、1日あたり6時間の非常勤職員として勤務しながら、ほかに事務とインストラクターの2つほど仕事を掛け持ちしつつ、市や県の委員などを務めている。さらに、ほぼ稼働してはいないが、個人事業主でもある。なぜこういうスタイルになったか。足りない分を稼ごうとした結果であるが、そこに貧困に陥る問題点をひも解くカギが隠れているのではないだろうか。

今まで「お金が足りない」と感じながらも、「貧困女子」の自覚はなかった。なぜならば、実家暮らしであるため、衣・食・住が何とかなるからである。日常的に使用する自家用車の維持費や生命保険料などは自分で支払っているが、生活の根幹をなすものは親の支援を受けている。いわゆる「親のすねかじり」状態である。親の支援があるというのは、貧困の自覚がないほどの安心感である。ずっと変わらず受けてきたものであるため、支援してもらっているという感覚すら薄れる。しかし、年を重ねるごとに金は足りなくなってくるのである。

私の場合、2つの側面から2重に貧困に陥る構図が感じられる。

一つ目は、正規雇用と非正規雇用の格差である。公共図書館に勤めていたころは、正規雇用でボーナスもあり、各種社会保険等もろもろ完備されていた。一方、現在中心に位置づけている学校司書の職は、時給分の賃金だけで交通費も出ない。もともと社会復帰の足掛かりとして勤め始めたのだが、すでに10年目に入った。体調に自信がつくまでのつもりであったが、あまりの学校図書館の現状に司書という専門職の意識が働いてしまった結果である。「やりがい搾取」という言葉があるが、私の場合は勝手にやりがいを見つけてしまったのである。勤務を始めて3年目、それまで使っていた自家用車をいよいよ買い替えなければならなくなった時、初めての金銭的危機が訪れた。正規雇用時代に現金で購入していた車を手放し、ローンを組んだのである。毎月利子を上乗せした金額を払い続けるのである。一括で支払う余裕がなかったため、選

択の余地はなかった。その時点で、すでにトリプルワークだったので何とかなったわけではあるが、さらに昨年、買い替えた。残額約 40 万円の車に買い手がつき、80 万円で売り渡したためだ。約 40 万の利益を一時的に得たわけだが、新車の車体価格が上がっており、月々のローンが今までよりも 7 千円高くなった。

二つ目は自身の年齢である。毎年確実に年を取る。若いうちは健康であっても、ずっとそうであるとは限らない。正規雇用時代はバランスよく運動もできていた。国体のための県の強化選手に任命されていたので、どのくらい健康体であったかは想像に難くないであろう。しかし、事故後は運動が困難になった。非正規で働き始めてからは時間的にも金銭的にも余裕がなくなった。運動せず体力がなくなると、健康状態も悪くなる。悪循環である。加齢と運動不足、トリプルワークで安定しない生活時間…思い当たるふしは多々あるが、病院通いが欠かせなくなっている。ここ数年は、定期的な診察と処方される日々の薬代が、じわじわと家計を圧迫している。

このように非正規雇用では、物価の上昇や加齢による出費に賃金が追いつかない。しかも、年収によっては税金の徴収が始まる。わずか数千円の差で税金の徴収対象になると、さらに苦しくなる。平成 30 年（2018 年）からは、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直しになったが、独身女性は対象ではない。高齢の親にいつまでも世話になるわけにもいかないが、まもなく消費税率も上がる。今の生活スタイルでは、容易に破綻することが想像できるのである。

ここ数年、最低賃金が少しずつ上昇し、「無期転換ルール」という制度も整備された。一見するとよさそうに見えるが、平成 30 年度の 4 月雇用の求人情報には、「最長更新 5 年まで」と明記されている非正規雇用求人が目立っていた。雇用されて 6 年目に入らなければ無期転換ルールは適用されない。今より賃金がよい非正規雇用を見つけても、今後は確実に 5 年間しか働けないところが増えるのである。正規雇用されることを望んでも、40 歳くらいを上限に募集している会社が多く、年を重ねるごとに年齢制限のために応募すらできない会社が増えてゆく。

私は自ら正規雇用の職を辞めたが、今の時代、正規雇用であり続けることも難しい世の中である。いつ貧困に陥るとも限らない。そういえば、母親の介護を見据えて国家公務員の職を早期退職して引っ越してきた従兄も再就職に苦労した。このように、専門職のスキルを持っていたり、過去の職歴がよくても、貧困に陥る要素は身近にあるのである。私が感じている貧困の構図、問題点は垣間見えるものの、本質的な部分にたどり着けていないのであろう。まだ言葉としてうまく表現できないでいる。

（山本直子）

3. 国の境の内と外を隔てる 制度と文化（ヒト、モノ、コト）の再定義

前節までに指摘されたのは、「日本人」人口減少の内実の深刻さである。人口減少がすべての世代にわたって等しく及ぶのであれば、問題はさほど複雑ではないのかもしれない。しかしながら、老年人口の激増、年少人口の漸減、そして生産年齢人口の漸減と負担の急拡大は、この社会の仕組みを半ば強制的に変革せざるを得ないであろう時代の到来を予言するものである。

問題は、どのように年齢区分を区切ったところで、人口ピラミッドで示される総人口の形が、三角形から菱形、逆台形、棺桶型、そしてローソク型（あるいは線香型）へと変化するトレンドは大きくは変わらないだろうという点にある。

次の世代を急いで生み育てるとしても、今年生まれた子どもが生産年齢人口として社会経済の中で活躍し始めるまでには少なくとも 20 年近い年月が求められる。さらに人口を増加しようとするならば、夫婦一組が 2 人以上の子どもを産み育てなければ人口の増加につながらない。しかし現実を鑑みれば、晩婚化、シングル化がますます進展しており、非婚という選択肢すら今日の 40 代以下の人々にとっては現実的なライフスタイルとして定着しつつある。何よりも、「産めよ増やせよ」という掛け声を政策の中でただ言いふらすだけでは単純に子どもは増えないだろう。それは出産という極めて個人的な選択（あるいは行為）が、元来国家なり行政なりが権力的に介入して云々できる類のものではないからである。むしろ社会として子育てに対する支援を厚すぎるほどに支援する体制を整えなければならない。つまり親だけでなく社会として子育てを引き受ける覚悟をしなければならないということである。ただ仮にそのようにして出産数が増加しても、すぐには労働力とはならない。少なくとも 10 年以上は必要である。そこで脚光を浴びるのが外国人の存在である。人口増加が望めなくなった今日、少なくとも生産年齢人口の漸減に伴う労働力不足の「穴埋め」として、外国人労働力が待望されるのである。

こうした「外国人」の捉え方は、日本が近代化を図ろうとした明治初期の「お雇い外国人」、あるいはスポーツの世界でよく見られる「外国人助っ人」と同様な捉え方であると考えることができよう。かれらは今日日本が抱える弱点を補強し国難を「助けてくれる」存在であり、いずれは母国へ帰還することが暗黙の前提とされるのである。

果たして、外国人に対するこうした捉え方は、グローバルな時代にあって適切なも

のなのだろうか。本節では労働力として期待される「外国人」の捉え方について、これらを受け入れる制度的な側面から、私たちに突き付けられる課題を指摘したい。

1) 「移民」とは何か

(1) グローバル社会における人の移動

グローバル社会とは、一般的にヒト・モノ・カネの流動性が極めて高く、それぞれが国境を越えて自由に行き来する社会を指すという。これまでもカネは国際金融の世界においてすでに国境を越えて日々私たちの経済に大きな影響を及ぼしている。地球の裏側の国で起こった経済危機が翌日には（下手をすればその日の午後には）自国において深刻な不況をもたらすことは、私たちは何度も経験している。

モノについても同様である。私たちはインターネットを通じて自宅に居ながら世界中の情報を収集することができ、さらに世界中から欲しいものを以前には考えられなかった速さで手に入れることができる。企業活動は国境に関係なく広がり、世界の隅々までそのサービスを拡大することが可能となった。

そしてヒトである。交通網、とりわけ航空機による交通網の発達と、移動に掛かる費用の低廉化によって、私たちは以前よりもずっと気軽に他国を訪問することが可能となった。第3章で示した訪日外国人旅行者の近年の急激な増加はこのことを端的に物語っている。そして企業活動の拡大も相まって、観光旅行ではなく仕事の間として他国に赴くことがさほど珍しくない時代となった。つまりある国の人々が就労を目的として他国に移動することが従来よりも極めて簡便に行うことができる時代が到来して久しいのである。

これらに加えて、冷戦時代の終結後、世界各地で頻発する深刻な武力衝突が多くの難民を生み出している。政治的な事情から自らの国を追われ移動を強いられる人々は、特にヨーロッパ社会において深刻な社会問題を引き起こしている。これは現代に限らず、人類の歴史を振り返っても、歴史の節目の多くにおいて大規模な人の移動が関係していることが少なくないことに気づく。すなわち、世界規模の人の移動は関係する国々の社会構造に重大な影響を及ぼす可能性を秘めているのであり、その国の将来のあり方を大きく左右しうる事象であると捉えることができるのである。

その意味において、近年の日本における外国人の増大は、今後の日本社会の有り様を占う上でとても重い要因となり得る。今日、日本に長期滞在する外国人の数は全人口に対して取るに足らない割合であるものの、10年後、20年後においてはより大きな影響力を持つ社会の重要な要素になっている可能性がある。そうした観点を踏まえ

て、もう一度私たちの外国人に対する捉え方を見直してみたい。中でもかれらの「意味付け」を見直したい。

(2) 「移民」の定義

最初に「移民」という言葉が誰を指すのか、確認するところから始めよう。まず単純に国語辞典で「移民」の項を確認すると、次のように定義されていた。

「個人あるいは集団が永住を望んで他の国に移り住むこと。また、その人々。現在では『移住』『移住者』の語を用いることが多い」(デジタル大辞泉)。

辞書的な定義からすると、移住先に「永住」するつもりであるかどうか、という点が判断の基準となるようだ。

では、国連の一機関である国際移住機関(IMO)の定義はどのようなものだろうか。

「当人の(1)法的地位、(2)移動が自発的か非自発的か、(3)移動の理由、(4)滞在期間に関わらず、本来の居住地を離れて、国教を越えるか、一国内で移動している、または移動したあらゆる人」

すなわちIMOの定義によれば、ある人々が自らの国から移動したという事実に基づいて定義付けをしており、期間については、まずは問わないという姿勢を示している。もっとも、その人々の移住が短期で終わるのか、長期に及ぶのかによって分類は異なっている。いずれにしても、滞在期間よりも移動という行為の事実に着目している点に注目したい。なぜならば、「外国人」を「移住」を前提とした「移民」として受け止めるか、いずれは出身国に帰国する「一時的滞在者」として捉えるかによって、かれらへの処遇の仕方が全く異なると思われるからである。では次に、現在日本が制度上、どのように扱っているのかについて、検討してみよう。

2) 在留資格制度

(1) 27種の在留資格

現在、日本政府は「移民」を認めておらず、日本に滞在する外国人は何らかの在留資格を得て滞在が認められることになっている。在留中は在留資格において許された活動を行うことができるとされているが、逆に言えば、許された活動以外の活動を行うことは認められないということになる。また、それぞれの在留資格には3か月または1年、3年、5年の在留期間が定められ、許可された期間以上の滞在はできない。ただし、更新手続きを取ることによって期間の延長を図ることは可能である。

在留資格には、外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業

務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の計 27 種類がある。このうち、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者の 4 種類（注：この 4 種類は身分に基づく在留資格であり、就労等において制限はない）を除いた 23 種類については、日本国内において行うことができる活動が具体的に定められている。

これらの各在留資格について、身分に基づく 4 つの資格を除いた在留資格のうち、主だったものについて人数の推移をまとめたものが図 7-13 である。

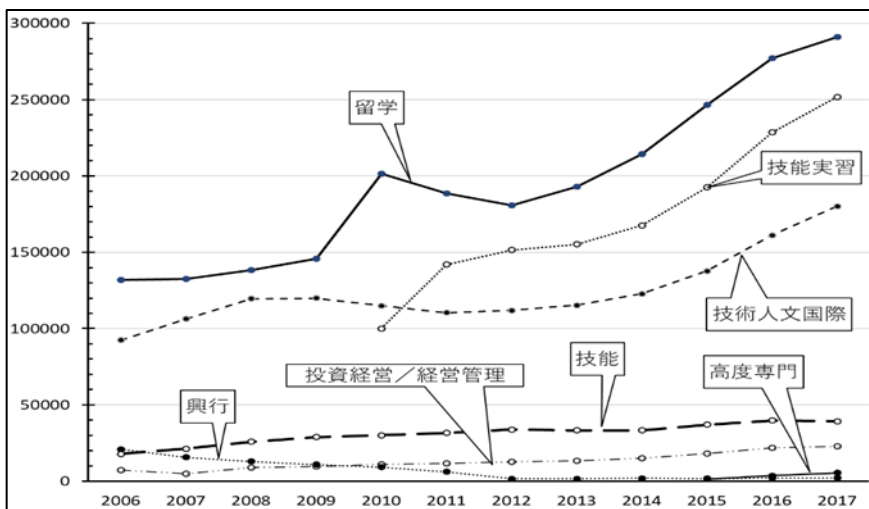


図 7-13 在留資格別人数推移(2006～2017 登録外国人統計／在留外国人統計より)

ほとんどすべての在留資格において人数の増加が認められるが、その中でも注目したいのは、2015 年度から新設された「高度人材」、「経営管理」である。これらは全体の中でもその絶対数こそ少ないものの、一般的な労働力とは異なり高い専門性を有する人材であり、経済的な収入や社会的ステイタスも比較的高いことが想定される。そうした人材がここ数年間で急速にその数を増していることは、生産や流通の現場を支える末端の労働力としてではなく、企業のトップとして経営判断を行う部分にも外国人が入りつつあることを如実に物語っている。

さらに注目したいのは「留学」と「技能実習」である。これらの二つの在留資格は前者が 12.2%、後者が 10.7%（値はいずれも 2017 年末）と、永住者(29.2%)、特別

永住者(12.9%)について大きな比率を占めている。かれらは「高度専門」や「経営管理」とは異なり、まさに日本経済の末端を支える労働力として機能している。

このうち留学生は、2017 年度現在において 267,042 人であるが、2012 年度以降急速にその数を増している。特に日本語教育機関と専修学校(専門課程)への留学生数が急増している。大学や大学院への留学生数も増加傾向にあるが、学位取得等を目的としない「留学」が増加していることが伺える。留学生は、出入国管理及び難民認定法施行規則第 19 条を根拠に、1 週間につき 28 時間以内の資格外活動が認められ、留学先となる教育機関が長期休業期間にある場合には 1 日につき 8 時間以内の報酬を受ける活動が認められている。現実的に考えればこうした留学生も所謂学生アルバイトとして日本の経済を支える貴重な労働力となっていることは否めない。

さらに技能実習生が存在する。技能実習生は「外国人技能実習制度」によるもので、これは「我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う『人づくり』に協力することを目的」としている(厚生労働省 HP)。すなわち、技能実習生の来日は就労にあるのではなく、技能・技術・知識の習得にあるとされる。このため滞在期間は最長で 3 年であり、その間の転職も禁じられている。特にこの技能実習生については、介護、農業、建設、造船、宿泊といった特に深刻な人手不足に悩む分野において、より長期に渡って就労できる新たな在留資格の創設が検討され、2018 年 12 月に新たな在留資格として「特定技能」が創設された。

(2) 出入国管理基本計画

こうした外国人に対する在留資格制度の背後にある、いわば「外国人政策」の基礎として捉えられるのが「出入国管理基本計画」(以下、「計画」と表記)である。「計画」は出入国管理及び難民認定法第 61 条の 10 に基づいて定められるものであり、1992 年から策定が行われその後約 5 年ごとに改定されている。

2015 年に策定された「計画」では、日本が政策的に外国人をどのように捉えているのかが示されている。それは次のようなものである。

①日本の経済社会に活力をもたらす外国人の積極的な受け入れ／②少子高齢化を踏まえた外国人の受け入れについて、政府全体で検討／③新たな技能実習制度の構築／④受け入れた外国人との共生社会の実現／⑤訪日外国人(旅行者)の出入国手続きの迅速化と円滑化／⑥入国審査の厳格化・適切化、不法滞在者等への対策強化／⑦難民の適切かつ迅速な庇護の推進

上記7つの方針の中で特に注目したいのは、①、②、③の3つである。

まず①「日本の経済社会に活力をもたらす外国人の積極的な受け入れ」については、在留資格や上陸許可基準の見直しを行い、「専門的・技術的分野と評価できるものについて」従来通り受け入れを促進するとされている。また、建設分野等、人手不足が深刻であり、また2020年のオリンピック開催に向けて急激に需要が増大していると思われる分野について、適正な受け入れを検討するとされている。これに加えて、留学生についても適正な受け入れと就職支援について検討するとされた。この方針を見る限りにおいて、日本政府の外国人に対する見方は、日本経済に有用なスキルを持つ外国人についてのみその門戸を開き、あるいは、一時的な需要が見込まれる業種についてのみ特別に門戸を開くことで、今予測可能な範囲における危機を乗り越えようとしているようにも見受けられる。より乱暴な表現をすれば、「都合のいいところ」だけを利用し、難局を乗り越えようとしているかに映るのである。これは結局のところやや高めの報酬を支払い、短期間の契約を結んで戦力補強を図るプロスポーツに見られる「助っ人外国人」に他ならない。

一方で、②「少子高齢化を踏まえた外国人の受け入れについて、税府全体で検討」については、「移民政策」への転換化をにぞかせるような文言も見られる。すなわち、日本社会の今後の変化に伴い、新しい人材に対する需要があり、それが専門的・技術的分野であるとみなすことができれば、受け入れを検討するとされている。それと並んで、専門的・技術的分野と評価されない外国人の受け入れについては、幅広い観点から検討するとしている。これらは具体的には、医療・介護・福祉に関する人材あるいは家事労働者のことを想定していると思われるが、「専門職」とはみなせなくとも、少子高齢化社会においては不可欠なこれらの人材を外国人の受け入れによって補おうとしている姿勢は明確である。結局のところ、外国人を受け入れる前提は、日本社会に役立つ、知識・技術を持つ者として、どれだけ有用性があるかという観点に立っていることが分かる。

さらに③「新たな技能実習制度の構築」については、2018年5月に政府が「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(所謂、骨太方針)の中に、新たな在留資格の創設とともに、3年間の技能実習を修了したものについて在留期間を延長する方向で技能実習生制度を改定することが示されている。特にこの「基本方針」に関しては従来外国人の就労について抑制的な政策をとっていた政府が、外国人の就労を拡大する方向に舵を切ったものとされている。

そして2018年12月に成立した「出入国管理及び難民認定法 及び 法務省設置法

の一部を改正する法律」によって新たな在留資格として「特定技能1号」「特定技能2号」が創設された。これらは従来技能実習生に対しては禁止されていた単純労働への就労を可能とする在留資格であり、「1号」については5年間の滞在を認めるものである。最初の5年間での実績が認められれば、家族の呼寄せや在留期間の制限のない「2号」が与えられる形をとっており、直ちに外国人の長期滞在を認めていない。

ただし、これらの方針によって在留資格制度に基づく外国人政策が基本的に変更されるというわけではなく、やはり日本経済に有為な人材を選抜し、それに適う者を優遇するという姿勢に変化はない。ホスト社会である日本社会で就労する外国人は、あくまでも日本経済に貢献することのみが求められ、用が済めば（在留期間の延長が不可能になれば）、出身国に帰国していただく、という姿勢はそのままである点には十分留意する必要がある。

3) 外国人は、いつか帰国する、という考えでいいのか？

なぜ留意する必要があるのか。それは「外国人は日本経済の召使」であり、「外国人はいずれは出身国に帰国する（すべき）」という捉え方では、日本社会が外国人に対して示す諸施策と現実には日本で生活する外国人、あるいは外国にルーツを持つ人々との生活ニーズの間のギャップが、なかなか埋まらないと危惧されるからである。

その好例が外国人参政権である。日本で就労する外国人労働者は、税金のみを徴収され、参政権は与えられていない。定住権を取得しても参政権が与えられるわけではなくあくまでも「お客様」であることが定められている。確かに外国人人口は全人口の2%に満たないレベルである。しかし、たとえ少数者であっても、国民と同じ納税者であるという点では何ら変わりはない。

少なくとも年単位での滞在をしており、日本社会に対してその貴重な労働力を提供している以上、かれらにも日本社会を構成するメンバーであると考えerことは理不尽であろうか。筆者(角替)は、かれらに未だ参政権を与えないことの方が非合理であると考えer。この種の話題が非常にナイーブな問題を孕むことは承知しているが、ナイーブな議論こそ、今まさに求められるのではないかと考える。多くの外国人労働者を迎え入れなければ、日本経済が立ち行かない時代を目前に控え、その時になって初めて議論するというのでは遅きに失するのである。

1980年代後半以降に急増した南米出身の日系人について考えてみよう。かれらの多くは当初短期的な出稼ぎを目的として来日を果たした。もちろん当初の計画通り短期でお金を稼ぎ、母国に送金をし、それなりの貯蓄を成して短期で帰国する者も少なく

ない。しかしながら、その一方で、過酷な労働環境のもとで想定していたよりも生活費がかさみ、思うように貯金ができず、ずるずると滞在が伸び、最終的には定住・永住を決断した者も少なからず存在する。かれらは日本で子を産み、育て、かれらの子どもがもう成人する年齢を迎えている。つまり一時的な来訪者であった外国人も、その多くが帰国せず日本を生活の場として選択しているのである。それでもかれらは「外国人」として処遇され、参政権も与えられず社会の周辺に追いやられている。

繰り返しの指摘となるが、日本人だけでもこの社会を維持することが困難な時に、国籍による処遇の別を維持することにどれだけの合理的な意味があるのだろうか。むしろかれらに積極的に社会参加をしてもらい、ともに将来の社会を構築するという姿勢を取ることが大事なのではないだろうか。すなわち、同じ市民として外国人を捉え直し、かれらに積極的に社会への参加を働きかける姿勢が求められるのである。

4) 外国にルーツを持つ子どもと日本の学校

外国人参政権と並んで、政府の外国人政策と在留外国人の生活上のニーズに乖離が見られる例が、外国にルーツを持つ子どもの教育に関することである。

第3章で示したように、外国人の増加に伴ってかれらの子どももまた増加している。また国際結婚などによって生まれた日本国籍でありながら外国にルーツを持つ子どもも相当数の増加が見られる。

「外国人は日本経済の召使」であり、あくまでも一時滞在者に過ぎない、という考え方が齟齬をきたすのは、まさにかれらが生身の人間として生活しているのであり、かれらも当たり前のように子どもを産み育て、人間としての幸福を追求する権利を有している、という1点に集約される。そのことが現実の問題として一気に表面化するのが、子どもの教育をめぐる事象なのである。



「外国語教育の充実」の図。



「言語活動の充実」の図。

黒板に英語のカードが掲示されている。生徒が輪になって活発に議論をする
図7-14 平成22年学習指導要領改訂時、保護者用パンフレットに示された学校の様子

図7-14として示すのは、平成22年に学習指導要領が改訂された折に、文部科学省が保護者に対する説明のために用意したパンフレットの中に用いられた学校の様子を描いた絵である。ここから何を読み取ることができるだろうか。

このパンフレットにおいては当時の学習指導要領の改訂のポイントが「理科教育の充実」、「体育の充実」、「言語活動の充実」、「外国語教育の充実」であることが謳われていた。だが、何よりもまず注目したいのは描かれている子どもたちの肌の色である。ここでは白黒印刷のために分かりにくいのが、原版はカラー印刷で示されており、すべてが同じ肌の色で描かれており、日本の学校が基本的には単一の「日本人」を前提とした組み立てになっていることを象徴している。日本の学校に通う外国籍児童生徒、あるいは、日本国籍であっても帰化している場合や、保護者が日本人である場合など、外国籍ではなくても外国にルーツを持つ児童生徒は、この図が示すような「ほとんどが日本人」という学校の状況の中で紛れ込むようにして学んでいるのが、実際である。

また、「外国語教育」の充実において例示されているのは、小学校での英語教育である。黒板には英語によるイラストが掲示され、子どもたちがその前でこやかに挨拶を交わしている。「外国語」としての例示が「英語」であり、中国語やスペイン語ではないところに注目したい。英語の学習であれば、きっと英語を公用語の一つとしているフィリピンにルーツのある子どもであればとても活発に活動するだろう。しかし、英語になじみのない国にルーツを持つ子どもはどうしているだろうか。

そして「言語活動の充実」を例示した図では生徒たちが輪になって活発に議論をしている様子がうかがえる。おそらくは「日本語」で議論をしているのだろう。しかし、普段外国にルーツを持つ子どもの学習支援に当たっている筆者（角替）は、この輪の中に、日本語がうまくしゃべれない子どもが1人混ざっている場面を想像してしまう。きっと彼(彼女)はできるだけ喋らなくても済むように緊張した面持ちで肩を潜めて過ごしていることだろう。

日本の学校に学んでいる外国にルーツを持つ子どもたちの数は割合としては非常に少なく、まさしくマイノリティ（量的少数者）と言うことができるだろう。かれらは学習者はすべて日本人（＝日本語話者）であることを前提とした学びの環境の中で学んでいる。かれらの学校生活と学びの実態を目の当たりにしたとき、いかにかれらが過酷な学習を強いられているか、すぐに理解できるだろう。

「日本語が分からない」という課題に対して、すぐに私たちが思い浮かべるのは例えば漢字に「フリガナ」を振る作業である。保護者への「お手紙」においてもルビを振ることがよく行われる。そしてすべての漢字にフリガナを振り終えた段階で、あと

は子どもたちに「フリガナを振ってあるから、分かるでしょう。次はあなたの番ですよ」と支援を終えた気になってしまう。しかし実際に支援が必要となるのはフリガナを振った先にあるのである。

漢字にフリガナを振る作業は、例えば foreigner という英単語に「färrønər」と発音記号を付しただけに過ぎない。そのように発音する音声記号の連なりが、何を意味するのかを説明しなければ、その言葉の学習と理解にはつながらないのである。

漢字にルビを振り、さらにその言葉についての意味を解説し、意味が通じたのかを確認する、という一連の作業は、実は途方もない時間と労力が必要とされる。さらにはそうした作業を子どもや親に伝えるうえでの大前提となる人間関係が構築されていることが非常に重要である。1980 年代にニューカマーと呼ばれる外国人が多数来日していこう既に 30 年以上経過するが、外国にルーツをもつ子どもたちの学びの状況は依然と比べて大きく変わっているわけではない。

2018 年になって日本政府は外国人政策を大きく転換させ、より多くの外国人を受け入れる方向に舵を切った。「移民ではない」という政府の言葉は、それはそれとして、実際に日本社会で長期間生活する人がより数を増すであろうことは事実として私たちの社会に大きなインパクトを与える。かれらが長期間日本社会で生活する中で、やがて家族を呼び寄せ、子どもを育てようとしたときに、かれらの子どもを社会としてしっかりと受け入れるだけの準備を今からしておかなければ、今日においてもなお少なからず存在する「日本人」と「外国人」の分断をより大きくしてしまう可能性がある。これは実は日本社会の教育のあり方の根本的な見直しを迫る重要な事柄である。

5) 「日本人」とは誰のことを指すのか？

日本の学校教育が日本人のために作り上げられていることを端的に示すのが、憲法第 26 条の規定である。そこには次のように示されている。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」

また教育基本法第 4 条及び 5 条にも同様の規定が示されている。

「第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」

「第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育

を受けさせる義務を負う。」

すなわちこれらの条文は、日本の学校教育がそもそも日本国籍を有するもの（＝日本人）を前提とした制度であり、日本国籍者に対しては教育を受ける権利が保障されるが、日本国籍を持たない者に対しては、その限りではないということを示している。

かつて外国人集住地域において外国人支援に当たる団体の方々に聞き取り調査を行った際、「せめて憲法の『すべて国民は』の部分を『すべての人は』に変えてもらえないだろうか」と切々と語っていた。この文言があるのとないのとは行政上あるいは学校においても外国籍児童生徒に対する取り組みがまるで異なる、と言うのである。

現実には、第3章で示したように、日本国籍を持ちながら日本語に支障をきたす子どもが少なからず存在しているのであり、もはや日本国籍者＝日本語話者という前提は崩れ始めている。

ここで改めて問いたいのは、日本の学校教育が暗黙の前提とする「日本人」あるいは「国民」ということの内実である。日本人であれば日本語を用いるのが当たり前であるとして、そのことに支障をきたすのであれば、しっかりとした言語保障を行うべきではないだろうか。そしてそれは日本国籍の有無に関係なく、日本の社会で生活するすべての人々に対して開かれる必要があると思われる。それは、外国人が日本を侵略するとか、仕事を奪う、というレベルの議論ではない。そのようなことよりも、どの国籍を持つ者であろうとも、この社会を共に形成し維持する「仲間」あるいは「隣人」として外国人を捉える覚悟を、まさに「日本人」に突き付けるものである。

多くの外国人が参画する新たな日本社会は、今般の保守政権が熱望し標榜する所謂「取り戻したい日本」とはまったく異なる社会となるに違いない。しかしそれでも、この社会で暮らす人々が平和に充実した社会生活を送ることができるのであれば、それで由とすべきではないだろうか。

迫りくる超高齢少子社会において社会を維持する困難をもはや日本人だけで乗り切ることができないのであれば、外国人を「助っ人」ではなく、新たな「日本人」として受け入れるだけの意識改革が求められる。それは従来の国民教育としての学校教育を根本から覆すだけのインパクトを持つのである。

しかし新しい展望が全く見られないわけではない。先般のオリンピックの陸上競技でメダルを獲得した男子100m×4リレーの代表選手の中には、外国にルーツを持つ日本人がその一翼を担っていた。女子プロテニス然り、プロ野球選手然り、高校野球でも、サッカーでも、卓球でも、そして国技と言われる相撲であっても、外国にルーツを持ち日本国籍である選手が活躍し脚光を浴びている。私たちはかれらを「日本人」

として認め、かれらの勝利を応援し、ともに喜んでいる。こうした日常的な場面の積み重ねがやがては大きなうねりとなって「日本人」、「日本社会」というものの内実が再構成されていくのではないと思われる。その際に警戒すべきは優勢思想的な血統主義と人種・民族差別による排除であろう。誰もが自らのルーツに誇りを持ち、その尊厳が守られ、前向きな社会参画を図るうえでも、互いの存在を尊重する敏感な人権感覚が求められることは言うまでもない。

(角替弘規)

参考文献・資料

【第1節・第2節】

表 7-1、7-2、7-3、図 7-1-1、7-1-2、7-2-1、7-2-2、7-3-1、7-3-2、7-4-1、7-4-2: 国立社会保障人口問題研究所の 2015 年国勢調査に基づく「日本の地域別将来推計人口 (平成 30 年推計)」よりデータを得て馬居が編集・再集計することで作成

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Mainmenu.asp>

図 7-5-1、7-5-2、7-6、表 7-4: 厚生労働省「公的年金加入状況等調査」から「平成 28 年公的年金加入状況等調査」の「結果の概要」を得て本稿に必要な統計表を選出。

e-Stat(政府統計窓口)「平成 28 年公的年金加入状況等調査」から該当する統計表を得て、馬居が編集・再集計し作成。 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/141-1.html>

資料 7-1、7-2、7-3: 厚生労働省「いっしょに検証！ 公的年金」から必要情報を得て、馬居が再編・作表 (<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/> 2018 年 4 月現在)。

図 7-8、図 7-11、図 7-12、表 7-5、表 7-7 : 内閣府男女共同参画室「男女共同参画白書 平成 29 年版」よりデータを得て、馬居が再編し図表を作成。

http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h29/zentai/index.html

図 7-9、表 7-6 : 厚生労働省「平成 28 年度雇用均等基本調査 (確報)」より該当データを得て馬居が作成 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-28r.html>

図 7-12 : 厚生労働省「平成 28 年版働く女性の実情」より該当データを得て馬居が作成 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/16.html>

【第3節】

法務省 2015 年 9 月「第 5 次出入国管理基本計画」<http://www.moj.go.jp/content/001166991.pdf> (2018 年 7 月 11 日閲覧)

国際移住機関「『移民』の定義 http://www.iomjapan.org/information/migrant_definition.html (2018 年 7 月 11 日閲覧)

黒木忠正(2010)『改訂 はじめての入管法—新しい外国人住民制度—』日本加除出版株式会社

西日本新聞 「外国人就労、拡大に方針転換 新資格の創設着手 政府、骨太に明記へ」 2018 年 5 月 20 日記事 https://www.nishinippon.co.jp/feature/new_immigration_age/article/417749/ (2018 年 7 月 12 日閲覧)

